

令和元年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 14 号	継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書並びに予算繰越計算書の報告について……………	1
〃 第 15 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	12
〃 第 16 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	23
〃 第 17 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告について……………	31
〃 第 18 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告について……………	44
〃 第 19 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	65
〃 第 20 号	市長専決処分の報告について……………	76
〃 第 21 号	市長専決処分の報告について……………	85
〃 第 22 号	市長専決処分の報告について……………	87
〃 第 23 号	市長専決処分の報告について……………	89
〃 第 24 号	市長専決処分の報告について……………	91
〃 第 25 号	市長専決処分の報告について……………	93
〃 第 26 号	市長専決処分の報告について……………	95
奈良市議案第 56 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	97
〃 第 57 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	104
〃 第 58 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	107
〃 第 59 号	令和元年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）……………	110
〃 第 60 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	132
〃 第 61 号	奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について……………	133
〃 第 62 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	139
〃 第 63 号	奈良市森林活性化推進基金条例の制定について……………	140
〃 第 64 号	奈良市行政財産使用料条例等の一部改正について……………	142

奈良市議案第 65 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	145
〃 第 66 号	奈良市税条例等の一部改正について……………	147
〃 第 67 号	奈良市児童館条例の一部改正について……………	156
〃 第 68 号	奈良市共同浴場条例の一部改正について……………	160
〃 第 69 号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	161
〃 第 70 号	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に ついて……………	163
〃 第 71 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	165
〃 第 72 号	工事請負契約の締結について……………	166
〃 第 73 号	町の区域の変更について……………	173
〃 第 74 号	町の区域の変更について……………	176
〃 第 75 号	奈良市及び相楽中部消防組合におけるはしご車共同運 用に係る連携協約の締結に関する協議について……………	179
〃 第 76 号	副市長の選任について……………	182

継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書
並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成30年度奈良市一般会計継続費繰越計算書
- 2 平成30年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 3 平成30年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 平成30年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 5 平成30年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書
- 6 平成30年度奈良市下水道事業会計予算繰越計算書

平成30年度奈良市一般会計

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費		
				予算 計上額	前年度 繰越額	
2.総務費	3.徴税費	固定資産路線価付設業務	円 119,481,000	円 22,637,000	円	
合 計			119,481,000	22,637,000		

継続費繰越計算書

予算現額 計	支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				繰 越 金	特 定 財 源		
					国県支出金	地 方 債	その他
円 22,637,000	円 22,636,800	円 200	円 200	円 200	円	円	円
22,637,000	22,636,800	200	200	200			

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成30年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	地域防犯活動推進経費	7,200,000 ^円	5,541,000 ^円
		庁舎等施設整備事業	91,400,000	91,400,000
		スポーツ施設整備事業	58,000,000	35,800,000
	2. 企画費	交通環境整備経費	3,000,000	3,000,000
		文化振興施設整備事業	12,000,000	12,000,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	認定こども園移行準備経費	3,680,000	2,631,000
		児童福祉施設整備事業	19,473,000	18,396,000
		認定こども園施設整備事業	652,500,000	643,188,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	379,000,000	340,923,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	55,000,000	49,166,000
		土地基盤整備事業	123,254,000	123,254,000
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	862,000	862,000
9. 土木費	2. 道路橋梁費	定期点検経費	22,000,000	21,272,000
		道路橋梁新設改良事業	747,000,000	579,361,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	15,000,000	14,860,000
	4. 都市計画費	まちづくり基本計画策定経費	3,000,000	3,000,000
		都市・地域総合交通戦略策定経費	5,700,000	—
		街路事業	284,000,000	203,619,000
		J R 奈良駅付近連続立体交差事業	109,975,000	109,975,000
		公園事業	97,100,000	53,072,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
				5,541,000
		91,400,000		—
				35,800,000
	(県) 3,000,000			—
		12,000,000		—
				2,631,000
	(国) 13,754,000	4,600,000		42,000
1,200,000		634,700,000		7,288,000
		340,900,000		23,000
	(県) 42,169,000			6,997,000
	(県) 123,254,000			—
	(国) 862,000			—
	(国) 11,699,000			9,573,000
	(国) 172,035,000	401,300,000		6,026,000
		14,700,000		160,000
				3,000,000
				—
	(国) 52,820,000	145,800,000		4,999,000
		109,900,000		75,000
	(国) 4,753,000	48,100,000		219,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
11. 教育費	1. 教育総務費	学校施設長寿命化計画策定経費	円 20,020,000	円 20,020,000	
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	2,196,400,000	1,704,002,000	
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	687,000,000	675,000,000	
	4. 高等学校費	高等学校施設整備事業	797,200,000	797,200,000	
	5. 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	135,000,000	105,000,000	
	6. 社会教育費	社会教育施設整備事業	16,000,000	16,000,000	
合 計			6,540,764,000	5,628,542,000	

平成30年度奈良市土地地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
1. 西大寺駅南地区土地地区画整理事業費	1. 西大寺駅南地区土地地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地地区画整理事業	円 30,000,000	円 29,862,000	
2. J R奈良駅南地区土地地区画整理事業費	1. J R奈良駅南地区土地地区画整理事業費	J R奈良駅南地区土地地区画整理事業	180,000,000	134,575,000	
合 計			210,000,000	164,437,000	

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
				20,020,000
	(国) 500,000,000	1,204,000,000		2,000
	(国) 275,000,000	400,000,000		—
		797,200,000		—
	(国) 36,586,000	68,400,000		14,000
		16,000,000		—
1,200,000	1,235,932,000	4,289,000,000		102,410,000

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		29,300,000		562,000
	(国) 43,929,000	90,500,000		146,000
	43,929,000	119,800,000		708,000

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成30年度奈良市水道事業会計

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	平城西配水池 更新工事	円 600,000,000	円 42,986,000	円	円 42,986,000
		口径600耗 配水本管更生 工事	766,800,000	27,216,000		27,216,000
合 計			1,366,800,000	70,202,000		70,202,000

平成30年度奈良市水道事業
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	配水施設事業	円 82,228,000	円 79,164,870	円 2,268,000
		施設事業	401,793,000	252,639,674	111,235,000
		配水施設改良事業	1,011,750,000	300,672,278	707,590,000
		都祁地域建設改良事業	31,374,000	9,258,840	19,550,000
合 計			1,527,145,000	641,735,662	840,643,000

継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の購入限度額
			損益勘定留保資金	
円 39,093,840	円 3,892,160	円 3,892,160	円 3,892,160	円
	27,216,000	27,216,000	27,216,000	
39,093,840	31,108,160	31,108,160	31,108,160	

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
企業債	受託負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円 821,880	円 1,446,120	円 795,130	円	設計内容の検討に 時間を要したため
			111,235,000	37,918,326		設計内容の検討に 時間を要したため
			707,590,000	3,487,722		設計内容の検討に 時間を要したため
11,000,000	1,200,000		7,350,000	2,565,160		随伴工事遅延 のため
11,000,000	1,200,000	821,880	827,621,120	44,766,338		

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 3 0 年度奈良市下水道事業
地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠建設事業	円 200,313,000	円 104,392,594	円 10,126,000	
		管渠改良事業	281,411,000	63,272,242	218,057,000	
合 計			481,724,000	167,664,836	228,183,000	

会計予算繰越計算書
規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企業債	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円 10,100,000	円	円 26,000	円 85,794,406	円	地元調整に時間を要したため
40,752,000	153,800,000	23,500,000	5,000	81,758		地元調整に時間を要したため
40,752,000	163,900,000	23,500,000	31,000	85,876,164		

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 3 0 年 度 事 業 報 告 書

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、建物清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施した。

一方、受託外許認可業務等として、浄化槽の清掃・保守点検の業務を積極的な企業運営により行った。

2. 事業内容

(1) 受託事業

○し尿収集運搬及び手数料徴収業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務

○建物清掃に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃・保守点検に関する業務

3. 各事業の実施事項

※ () 内は対前年度比

(1) 受託事業

① し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法

律」第6条の2の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲取を実施した。

また、汲取手数料の徴収業務を社員で行い、効率的な徴収体制を確立するため、口座振替制度への移行の促進に努めた。

○汲取件数	年 間	15,277件	(△6.3%)
	月平均	1,273件	
○従事職員数		9名	
○従事車両		5台	

② 公園・広場（グリーンサポート等によるごみ収集運搬業務を含む）、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、グリーンサポート・アダプトプログラムによるごみの収集運搬、街路樹のかん水を実施した。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施した。

○公園広場緑地（グリーンサポート等を含む）	615か所	(1.0%)
○樹木のかん水	6路線	(0%)
○公衆便所	1か所	(0%)
○地下道等	1か所	(△80.0%)
○従事職員数	8名	
○従事車両	8台	

③ 建物清掃業務

奈良市音声館の清掃業務を実施した。

○清掃施設	1施設	(△75.0%)
○従事職員数	2名	
○従事車両	1台	

④ 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬業務、焼却灰・非鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害

ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施した。また、公民館等の公共施設を拠点に回収された発泡スチロール製食品トレイの収集運搬業務、環境清美工場より排出される焼却灰・非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務を実施した。

○ごみ、再生資源

東 部 地 域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区）	2,498戸	（0%）
中 高 層 住 宅（都市再生機構等）	10,880戸	（0%）
月ヶ瀬・都祁地域	2,648戸	（0%）
市街地家庭系ごみ	70,500戸	（0.4%）
○発泡スチロール製食品トレイ	30か所	（0%）
○町内清掃・不法投棄ごみ	5回	（0%）
○従事職員数	61名	
○従事車両	41台	

(2) 受託外許認可業務等

① 浄化槽の清掃・保守点検業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け、また、保守点検業務は「浄化槽法」第48条の規定により奈良県知事に登録し、実施した。

○浄化槽清掃	3,880件	（△2.0%）
○保守点検	3,571件	（△1.9%）
○従事職員数	4名	
○従事車両	9台	

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	225,473,256	152,865,463	72,607,793	
未収入金	13,559,764	13,518,463	41,301	
受託事業未収金	69,941,235	70,549,910	△ 608,675	
手数料未収金	2,293,680	2,654,286	△ 360,606	
前払費用	910,349	724,393	185,956	
貯蔵品	3,185,130	2,417,845	767,285	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	254,354	△ 254,354	
貸倒引当金	△ 510,439	△ 514,377	3,938	
流動資産合計	314,852,975	242,470,337	72,382,638	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	70,763,554	74,094,779	△ 3,331,225	
建物附属設備	3,174,669	3,624,442	△ 449,773	
構築物	1,434,017	763,745	670,272	
機械器具	5,315	10,619	△ 5,304	
車両運搬具	3,378,285	790,798	2,587,487	
什器備品	2,890,814	3,381,307	△ 490,493	
電話設備	604,160	755,200	△ 151,040	
土地	41,962,800	41,962,800	0	
有形固定資産合計	124,213,614	125,383,690	△ 1,170,076	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	309,500	309,500	0	
地役権	300,000	300,000	0	
ソフトウェア	1,600,168	1,200,702	399,466	
無形固定資産合計	2,209,668	1,810,202	399,466	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440,000	1,440,000	0	
長期貸付金	4,072,213	4,161,224	△ 89,011	
保証金	10,000	10,000	0	
リサイクル預託金	429,780	433,950	△ 4,170	
投資その他の資産合計	5,951,993	6,045,174	△ 93,181	
固定資産合計	132,375,275	133,239,066	△ 863,791	
資産合計	447,228,250	375,709,403	71,518,847	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	0	3,000	△ 3,000	
未払金	35,621,854	32,204,112	3,417,742	
未払法人税等	141,000	141,000	0	
預り金	10,504,136	11,286,579	△ 782,443	
仮受金	245,880	408,934	△ 163,054	
手数料未払金	2,293,680	2,654,286	△ 360,606	
未払消費税	14,338,200	13,301,100	1,037,100	
流動負債合計	63,144,750	59,999,011	3,145,739	
2. 固定負債				
退職給与引当金	207,296,075	230,922,578	△ 23,626,503	
固定負債合計	207,296,075	230,922,578	△ 23,626,503	
負債合計	270,440,825	290,921,589	△ 20,480,764	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000,000	10,000,000	0	
利益剰余金	166,787,425	74,787,814	91,999,611	
利益準備金	2,500,000	2,500,000	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	164,287,425	72,287,814	91,999,611	
純資産合計	176,787,425	84,787,814	91,999,611	
負債及び正味財産合計	447,228,250	375,709,403	71,518,847	

損 益 計 算 書

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	679,709,894	626,262,159	53,447,735	
浄化槽収入	77,257,641	75,419,641	1,838,000	
高压洗浄収入	0	1,061,745	△ 1,061,745	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	756,967,535	702,743,545	54,223,990	
売上原価				
事業直接原価	572,995,075	577,837,619	△ 4,842,544	
売上原価合計	572,995,075	577,837,619	△ 4,842,544	
売上総利益	183,972,460	124,905,926	59,066,534	
販売費及び一般管理費	116,976,882	142,489,530	△ 25,512,648	
営業利益	66,995,578	△ 17,583,604	84,579,182	
営業外収益				
受取利息	32,667	304,283	△ 271,616	
受取配当金	5,200	5,200	0	
雑収入	1,540,681	567,287	973,394	
営業外収益合計	1,578,548	876,770	701,778	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	142	3,042	△ 2,900	
営業外費用合計	142	3,042	△ 2,900	
経常利益	68,573,984	△ 16,709,876	85,283,860	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	3,938	0	3,938	
退職給与引当金戻入益	23,626,503	52,850,868	△ 29,224,365	
特別利益合計	23,630,441	52,850,868	△ 29,220,427	
特別損失				
資産廃棄損	3	53,519	△ 53,516	
貸倒引当金繰越損	0	36,027	△ 36,027	
貸倒損失	62,714	182,324	△ 119,610	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	62,717	271,870	△ 209,153	
税引前当期純利益	92,141,708	35,869,122	56,272,586	
法人税、住民税及び事業税	142,097	1,915,014	△ 1,772,917	
当期純利益	91,999,611	33,954,108	58,045,503	

株主資本等変動計算書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

			前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高
株主資本	資本金		10,000,000				10,000,000
	利益剰余金	利益準備金	2,500,000				2,500,000
		他利益剰余金	72,287,814	91,999,611		91,999,611	164,287,425
	株主資本合計		84,787,814	91,999,611		91,999,611	176,787,425
純資産合計			84,787,814	91,999,611		91,999,611	176,787,425
利益剰余金の内訳	利益準備金		2,500,000				2,500,000
	繰越利益剰余金		72,287,814	91,999,611		91,999,611	164,287,425
	利益剰余金合計		74,787,814	91,999,611		91,999,611	166,787,425

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	225,473,256
	現金	4,140
	当座預金	0
	普通預金	175,469,116
	南都銀行	144,475,667
	奈良信用金庫	8,257,722
	りそな銀行	5,074,058
	ゆうちょ銀行	7,413,612
	奈良県農協	10,248,057
	定期預金	50,000,000
	奈良県農協	50,000,000
	未収金	85,794,679
	受託事業未収金	69,941,235
	手数料未収金	2,293,680
	その他未収金	13,559,764
	立替金	0
	前払費用	910,349
	貸倒引当金	△ 510,439
	貯蔵品	3,185,130
流動資産合計		314,852,975
2. 固定資産		
有形固定資産		
	土地	41,962,800
	建物	70,763,554
	建物附属設備	3,174,669
	構築物	1,434,017
	機械器具	5,315
	車両運搬具	3,378,285
	什器備品	2,890,814
	電話設備	604,160
無形固定資産		
	電話加入権	309,500
	地役権	300,000
	ソフトウェア	1,600,168

科	目	金 額
投資その他資産	出資金 長期貸付金 保証金 リサイクル預託金	1,440,000 4,072,213 10,000 429,780
固定資産合計		132,375,275
資産合計		447,228,250
Ⅱ 負債の部		
1. 流動負債	未払金 仮受金 預り金 前受金	52,394,734 245,880 10,504,136 0
流動負債合計		63,144,750
2. 固定負債	退職給付引当金	207,296,075
固定負債合計		207,296,075
負債合計		270,440,825
正味財産		176,787,425

役 員

(平成31年3月31日現在)

代表取締役 葛 原 克 巳

取 締 役 奥 田 晴 久 (非常勤)

取 締 役 中 久 保 晃 一

取 締 役 乾 一 太 郎

取 締 役 澤 見 雅 夫

監 査 役 中 西 寿 人 (非常勤)

監 査 役 辻 井 淳 (非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の 経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成30年度事業報告書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

1. 事業概要

奈良市市街地開発株式会社は、奈良市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するために設立され、市街地再開発事業によるJ R奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営駐車場の管理等を行っている。

平成30年度の業績については、商業床への新たな入居店舗の影響もあり、売上高として231,561,966円で、純利益は17,222,492円となった。

今後においても、テナント誘致、経営改善はもちろん各事業において業績の確保に取り組み、業績の維持向上に更に努める。

2. 事業内容

○J R奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営

○J R奈良駅西口周辺の市営駐車場の管理運営

(奈良市営J R奈良駅第1・第2・なら100年会館駐車場)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで指定管理業務受託)

○近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務

○奈良市営西部会館駐車場の管理運営

(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで指定管理業務受託)

○前各号に関連又は付帯する事業

3. 各事業の実施事項

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行うとともに、駅直近の商業施設として地域の賑わいを担い利用者の増に努めた。

○ＪＲ奈良駅前再開発第１ビル商業床 新規開業数

テナント １店舗

(2) 駐車場管理運営業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な
奈良市営駐車場の管理等を行った。 ※（ ）内は対前年度比

○奈良市営ＪＲ奈良駅第１・第２・なら１００年会館駐車場出庫台数

１５４,００７台／年（△０.２％）

○奈良市営西部会館駐車場出庫台数

５３,３２８台／年（△８.５％）

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	184,065,616	169,593,225	14,472,391	
未収金	7,354,995	6,435,296	919,699	
未収入金	11,559,107	12,698,764	△ 1,139,657	
前払費用	5,335,208	5,148,899	186,309	
預け金	762,000	1,524,000	△ 762,000	
流動資産合計	209,076,926	195,400,184	13,676,742	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865,656	17,762,024	△ 1,896,368	
建物付属設備	16,447,976	16,447,976	0	
車両運搬具	794,915	794,915	0	
什器備品	1,037,450	1,037,450	0	
減価償却累計額	△ 18,358,124	△ 17,260,384	△ 1,097,740	
有形固定資産合計	15,787,873	18,781,981	△ 2,994,108	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	394,000	394,000	0	
無形固定資産合計	394,000	394,000	0	
(3) 投資その他資産				
保証金	0	0	0	
投資その他の資産合計	0	0	0	
固定資産合計	16,181,873	19,175,981	△ 2,994,108	
資産合計	225,258,799	214,576,165	10,682,634	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,749,000	1,518,100	230,900	
未払外注費	7,675,045	8,422,790	△ 747,745	
未払費用	3,026,860	2,189,285	837,575	
前受金	3,980,987	3,012,551	968,436	
仮受金	764,500	597,500	167,000	
預り金	184,963	165,765	19,198	
売上預り金	13,546,864	21,562,086	△ 8,015,222	
未払法人税等	296,500	296,500	0	
流動負債合計	31,224,719	37,764,577	△ 6,539,858	
2. 固定負債				
預り保証金	34,875,320	34,875,320	0	
固定負債合計	34,875,320	34,875,320	0	
負債合計	66,100,039	72,639,897	△ 6,539,858	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000,000	100,000,000	0	
資本剰余金	18,656,040	18,656,040	0	
利益剰余金	40,502,720	23,280,228	17,222,492	
繰越利益剰余金	40,502,720	23,280,228	17,222,492	
(うち当期純利益)	(17,222,492)	(15,335,169)	(1,887,323)	
純資産合計	159,158,760	141,936,268	17,222,492	
負債及び純資産の部合計	225,258,799	214,576,165	10,682,634	

損 益 計 算 書

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	124,587,469	117,099,746	7,487,723	
駐車場管理運営収入	61,706,482	73,660,186	△ 11,953,704	
学園前再開発ビル受託収入	45,008,099	45,444,469	△ 436,370	
損害保険収入	259,916	285,500	△ 25,584	
売上高合計	231,561,966	236,489,901	△ 4,927,935	
売上原価				
当期製品製造原価	205,262,011	218,398,802	△ 13,136,791	
売上原価合計	205,262,011	218,398,802	△ 13,136,791	
販売費及び一般管理費	7,417,307	2,477,799	4,939,508	
営業利益	18,882,648	15,613,300	3,269,348	
営業外収益				
受取利息	2,726	2,484	242	
雑収入	15,542	15,885	△ 343	
営業外収益合計	18,268	18,369	△ 101	
経常利益	18,900,916	15,631,669	3,269,247	
特別損失				
固定資産廃棄損	1,381,924	0	1,381,924	
税引前当期純利益	17,518,992	15,631,669	1,887,323	
法人税、住民税及び事業税	296,500	296,500	0	
当期純利益	17,222,492	15,335,169	1,887,323	

株主資本等変動計算書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

			前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高
株 主 資 本	資 本 金		100,000,000				100,000,000
	資本 剰余金	資 本 準 備 金					
		他 資 本 剰 余 金	18,656,040				18,656,040
	利益 剰余金	利 益 準 備 金					
		他 利 益 剰 余 金	23,280,228		17,222,492	17,222,492	40,502,720
	自 己 株 式						
	株 主 資 本 合 計		141,936,268		17,222,492	17,222,492	159,158,760
評価・換算差額等合計							
新 株 予 約 権							
純 資 産 合 計			141,936,268		17,222,492	17,222,492	159,158,760
資本剰余金の内訳	他 資 本 剰 余 金		18,656,040				18,656,040
	資 本 剰 余 金 合 計		18,656,040				18,656,040
利益剰余金の内訳	繰越利益剰余金		23,280,228		17,222,492	17,222,492	40,502,720
	利 益 剰 余 金 合 計		23,280,228		17,222,492	17,222,492	40,502,720

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	184,065,616
	現金	6,513,877
	普通預金	165,855,540
	南都銀行	165,855,540
	定期預金	11,696,199
	南都銀行	11,696,199
	未収金	7,354,995
	未収入金	11,559,107
	前払費用	5,335,208
	預け金	762,000
流動資産合計		209,076,926
2. 固定資産		
有形固定資産		
	建物	15,865,656
	建物附属設備	16,447,976
	車両運搬具	794,915
	什器備品	1,037,450
	減価償却累計額	△ 18,358,124
無形固定資産		
	電話加入権	394,000
固定資産合計		16,181,873
資産合計		225,258,799
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	1,749,000
	未払外注費	7,675,045
	未払費用	3,026,860
	前受金	3,980,987
	仮受金	764,500
	預り金	184,963
	売上預り金	13,546,864
	未払法人税等	296,500
流動負債合計		31,224,719
2. 固定負債		
	預り保証金	34,875,320
固定負債合計		34,875,320
負債合計		66,100,039
正味財産		159,158,760

役 員

(平成31年3月31日現在)

取締役社長	西 谷 忠 雄	(非常勤)
-------	---------	-------

取 締 役	梅 森 義 弘	(非常勤)
-------	---------	-------

取 締 役	杉 野 高 広	(非常勤)
-------	---------	-------

取 締 役	岡 崎 利 彦	(非常勤)
-------	---------	-------

取 締 役	木 村 和 弘	(非常勤)
-------	---------	-------

監 査 役	中 西 寿 人	(非常勤)
-------	---------	-------

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成30年度事業報告書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

1. 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、「2. 事業内容」のとおり実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことのできる学習環境の整備を促進した。

また、地域の課題解決に向けた学習活動の場及び学びの成果を生かせる場を提供するとともに、公民館自主グループを育成し、生涯学習における指導者やボランティアの裾野を広げた。これらにより地域の教育力を高め、市民がその力を地域で発揮できるよう公民館での取組の充実を図り、市民の学びが住みよい地域づくりにつながる生涯学習活動を推進した。

加えて、生涯学習に関する情報収集や調査研究に努め、学習情報の提供や学習相談を行った。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげた。

なお、当財団は公民館の活性化を目的として設立された団体である一方で指定管理者でもあるため、市民や行政の期待に応える高い専門性を有した団体であり続けるとともに、改革意識をもって組織及び職員の活性化や自主財源の確保に努め、社会教育の振興に一層寄与するべく事業を展開した。

平成30年度は、「大おしゃべり会2019 ～公民館って、こんなところ！～」を行い、これまで2年間かけて全館で実施してきた「おしゃべり会」の集大成として、その成果・課題を振り返るとともに、平成30年度に行ったファシリテーション研修での職員の学びを生かし、より有意義な市民と職員との話し合い・学び合いの場となるよう努めた。

また、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を、「子どもの参画ネットワーク奈良」とともに初めて開催した。小学4年生から大学生までの約50人が準備を重ねて1日限りの子どもたちのまちを作り上げ、当日は195人の小

中学生が参加し、パン屋などの店や映画館、病院、市役所もあるまちの中で、まちの一員としてさまざまな仕事を体験することができた。

2. 事業内容

※（ ）内は対前年度比

(1) 協定事業 38,852件 (0.5%) 549,477人 (△8.9%)

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。特に、市民が生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学び続けることができるよう、多様な学習機会の提供に努めた。

① 公民館事業 486件 (5.2%) 59,777人 (3.7%)

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行った。特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で高齢者・団塊の世代の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへとつながる事業や、安心して子育てができる家庭教育支援の取組を進め、この取組の中で地域のつながりが創出されることを目指した。

また、各施設・地域の特長を生かすとともに、全ての施設において5重点分野（高齢者・男女・青少年・家庭教育・現代的課題）の事業を開催することにより、奈良市全域において充実した事業展開を行った。

○教養・文化・国際交流に関する事業

70件 (6.1%) 9,444人 (△13.3%)

「女帝の万葉歌」「市民企画講座」「くらしの法律講座」「黄表紙を愉しむ」

「若草おもてなし英会話」「月ヶ瀬で奥入瀬気分」 他

○教育・福祉・人権に関する事業

93件 (10.7%) 12,036人 (6.7%)

「大おしゃべり会2019 ～公民館って、こんなところ！～」 「すずらん学級」

「子ども奈良CITY」「みあときっずチャレンジ隊」「せいぶ大人の学舎」

「おとうさんジカン～赤ちゃんとあそぼう～」 他

○芸術・芸能に関する事業

95件 (25.0%) 10,741人 (6.8%)

「匠に聞く！奈良の伝統工芸～奈良墨～」 「はじめての煎茶道」

「二名音楽玉手箱」「春休み！こどもミニシアター」「秋の絵手紙」 他

○科学・情報・産業技術に関する事業

34件 (△12.8%) 1,939人 (△14.2%)

「ワード2016縦書文書講座」「60歳からのスマホデビュー」

「わくわく！チョウ探し隊」「森林インストラクターと歩く春の里」 他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

127件 (△2.3%) 17,346人 (12.5%)

「登美ヶ丘子育て講座」「ママのためのコミュニティカフェ」「キッズ興東」

「着物に親しむ」「郷土食にチャレンジ」「かしこく節約！男の時短料理」 他

○健康・衛生・環境に関する事業

41件 (7.9%) 4,567人 (6.6%)

「田原ファン倶楽部」「シンプルリストのススメ」「知って驚き！温泉の豆知識」

「地域をつなぐ、防災講座」「腸活レシピでカラダの中から美しく！」 他

○体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業

26件 (△10.3%) 3,704人 (8.0%)

「にこにこ親子体操」「ママと私でフラダンス♪」「健脚あつまれ！秋の国見山」

「『わたし』と向き合う、ヨガ入門」「正しいラジオ体操で健康づくり」 他

② 公民館管理運営事業

38,366件 (0.4%) 489,700人 (△10.2%)

市民がいつでも気軽に利用できる地域の生涯学習活動の拠点として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行った。また、次世代を担う若い世代の利用を促進する方策について検討した。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館

奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計 24 施設

(2) 自主事業 57 件 (35.7%) 8,368 人 (14.0%)

奈良市の関連諸施策や様々な関係機関との連携を図り、以下の5分類にわたって事業を開催し、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会を提供した。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、18件の講師派遣等を行った。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業を開催した。

○教養・文化・国際交流に関する事業

4 件 (300.0%) 1,377 人 (35.7%)

奈良ひとまち大学

春日大社創建1250年旅する神様

○教育・福祉・人権に関する事業

21 件 (162.5%) 912 人 (167.4%)

家庭教育サポートネットワーク支援事業

「絵本がつなぐ子育てネットワーク」「絵本フェスティバルIN南部」

「HSCってなあに!?!」「家族で星空観察」

「教えて!園長先生 こども園ってどんなところ?」

「ワクワク!ハッシーと遊ぼう!!」「かすが輝き広場」

キリン・地域のちから応援事業

「回想法ボランティア養成講座」「回想法体験～思い出語りサロン～」

元気ならエクササイズ体験会

○芸術・芸能に関する事業

2 件 (△60.0%) 208 人 (△46.0%)

ムジークフェストなら2018

「ムジークフェストなら2018in生涯学習センター」

「ムジークフェストなら2018in南部公民館」

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

26件(△3.7%) 5,704人 (2.2%)

奈良市子育てスポット事業

「おやこひろば」「子育てママのひととき」「とみがおか すくすくサロン」

「なかよしクラブ」「子育てのんびり空間」「二名すくすく水よう日」

「ぷよ☆ぷよの会」「平城西びよびよひろば」「富雄南とつとこ広場」

「おやこふれあいひろば」「みあと子育てサロン」

アクティブシニア農業体験事業

「プチ田舎暮らし・田原－大人の稲作－」

「プチ田舎暮らし・柳生－はじめてのひょうたん作り－」

「プチ田舎暮らし・興東－はじめての燻製づくり－」

「プチ田舎暮らし・月ヶ瀬－大豆から育てる味噌作り－」

「プチ田舎暮らし・都祁－野菜作りと陵燈会－」 他

○健康・衛生・環境に関する事業

4件(300.0%) 167人(778.9%)

地域課題の解決を目指すモデル公民館等プロジェクト事業

「飛鳥ちびっこひろば」「親子フォト探検」

「歩こう！飛鳥の地蔵盆2018」「高畑界隈の歴史」

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	126,496,092	107,716,868	18,779,224	
未収金	190,394	192,566	△ 2,172	
立替金	961,474	1,275,307	△ 313,833	
流動資産合計	127,647,960	109,184,741	18,463,219	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) その他固定資産				
リース資産	51,522,372	62,221,500	△ 10,699,128	
その他固定資産合計	51,522,372	62,221,500	△ 10,699,128	
固定資産合計	101,522,372	112,221,500	△ 10,699,128	
資産合計	229,170,332	221,406,241	7,764,091	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	54,258,521	39,167,097	15,091,424	
預り金	3,235,831	3,124,012	111,819	
賞与引当金	24,905,000	22,320,000	2,585,000	
リース債務	17,885,448	16,448,184	1,437,264	
未払消費税等	9,155,700	8,795,600	360,100	
流動負債合計	109,440,500	89,854,893	19,585,607	
2. 固定負債				
リース債務	33,636,924	45,773,316	△ 12,136,392	
退職給付引当金	33,000,000	33,000,000	0	
固定負債合計	66,636,924	78,773,316	△ 12,136,392	
負債合計	176,077,424	168,628,209	7,449,215	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
2. 一般正味財産	3,092,908	2,778,032	314,876	
正味財産合計	53,092,908	52,778,032	314,876	
負債及び正味財産合計	229,170,332	221,406,241	7,764,091	

収 支 計 算 書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	20,000	10,968	9,032	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	614,771,000	590,166,360	24,604,640	
講座受講料収入	846,100	846,100	0	
③ 自主事業収入				
講師派遣収入	207,520	522,396	△ 314,876	
事業収入	6,360,000	6,287,413	72,587	
助成金収入	451,332	451,332	0	
④ 雑収入				
受取利息	10,000	1,779	8,221	
雑収入	188,870	188,870	0	
経常収益計	622,854,822	598,475,218	24,379,604	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	155,632,000	154,325,038	1,306,962	
賃金	87,843,000	83,427,243	4,415,757	
職員手当	79,712,000	73,110,663	6,601,337	
福利厚生	60,977,000	53,648,979	7,328,021	
賞与引当金繰入	24,233,000	24,233,000	0	
諸謝金	8,000,000	7,995,786	4,214	
旅費交通費	570,520	558,192	12,328	
消耗品費	7,574,970	7,573,125	1,845	
燃料費	1,187,000	1,081,415	105,585	
会議費	252,000	235,336	16,664	
印刷製本費	2,379,332	2,375,145	4,187	
光熱水料費	46,584,000	43,671,334	2,912,666	
修繕費	10,548,000	10,539,811	8,189	
医薬材料費	24,000	18,490	5,510	
通信運搬費	2,392,000	2,260,304	131,696	
減価償却費	17,654,000	17,645,904	8,096	
手数料	2,273,000	2,220,942	52,058	
保険料	1,979,000	1,818,412	160,588	
委託費	57,269,000	57,225,571	43,429	
賃借料	3,073,000	2,544,772	528,228	
負担金	140,000	126,880	13,120	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
広告料	155,000	0	155,000	
租税公課	31,922,000	31,915,500	6,500	
② 管理費				
給料	4,319,000	4,282,396	36,604	
賃金	2,454,000	2,315,031	138,969	
職員手当	2,212,000	2,028,752	183,248	
福利厚生	1,692,000	1,488,712	203,288	
賞与引当金繰入	672,000	672,000	0	
諸謝金	264,000	263,600	400	
旅費交通費	239,000	238,290	710	
消耗品費	104,000	104,000	0	
燃料費	33,000	30,003	2,997	
光熱水料費	1,308,000	1,211,839	96,161	
通信運搬費	66,000	62,716	3,284	
手数料	236,000	208,462	27,538	
委託費	300,000	257,251	42,749	
賃借料	469,000	462,456	6,544	
負担金	6,050,000	5,949,742	100,258	
租税公課	63,000	33,250	29,750	
経常費用計	622,854,822	598,160,342	24,694,480	
当期経常増減額	0	314,876	△ 314,876	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	314,876	△ 314,876	
一般正味財産期首残高	2,778,032	2,778,032	0	
一般正味財産期末残高	2,778,032	3,092,908	△ 314,876	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	52,778,032	53,092,908	△ 314,876	

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	10,968	10,968	0	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	590,166,360	572,908,221	17,258,139	
講座受講料収入	846,100	791,300	54,800	
③ 自主事業収入				
講師派遣収入	522,396	334,760	187,636	
事業収入	6,287,413	6,255,000	32,413	
助成金収入	451,332	48,668	402,664	
④ 雑収入				
受取利息	1,779	2,061	△ 282	
雑収入	188,870	169,600	19,270	
経常収益計	598,475,218	580,520,578	17,954,640	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	154,325,038	147,275,630	7,049,408	
賃金	83,427,243	84,797,375	△ 1,370,132	
職員手当	73,110,663	68,886,835	4,223,828	
福利厚生	53,648,979	51,014,972	2,634,007	
賞与引当金繰入	24,233,000	21,717,000	2,516,000	
諸謝金	7,995,786	7,790,000	205,786	
旅費交通費	558,192	551,575	6,617	
消耗品費	7,573,125	8,115,033	△ 541,908	
燃料費	1,081,415	1,200,399	△ 118,984	
会議費	235,336	198,152	37,184	
印刷製本費	2,375,145	542,047	1,833,098	
光熱水料費	43,671,334	46,077,282	△ 2,405,948	
修繕費	10,539,811	8,868,007	1,671,804	
医薬材料費	18,490	19,850	△ 1,360	
通信運搬費	2,260,304	2,298,813	△ 38,509	
減価償却費	17,645,904	17,299,944	345,960	
手数料	2,220,942	4,928,758	△ 2,707,816	
保険料	1,818,412	1,819,870	△ 1,458	
委託費	57,225,571	60,798,153	△ 3,572,582	
賃借料	2,544,772	3,392,743	△ 847,971	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
負担金	126,880	507,046	△ 380,166	
広告料	0	10,000	△ 10,000	
租税公課	31,915,500	30,473,000	1,442,500	
② 管理費				
給料	4,282,396	4,086,779	195,617	
賃金	2,315,031	2,352,435	△ 37,404	
職員手当	2,028,752	1,910,495	118,257	
福利厚生	1,488,712	1,415,621	73,091	
賞与引当金繰入	672,000	603,000	69,000	
諸謝金	263,600	0	263,600	
旅費交通費	238,290	118,710	119,580	
消耗品費	104,000	104,000	0	
燃料費	30,003	0	30,003	
会議費	0	4,666	△ 4,666	
光熱水料費	1,211,839	1,278,602	△ 66,763	
通信運搬費	62,716	63,786	△ 1,070	
手数料	208,462	0	208,462	
委託費	257,251	0	257,251	
賃借料	462,456	0	462,456	
負担金	5,949,742	0	5,949,742	
租税公課	33,250	0	33,250	
経常費用計	598,160,342	580,520,578	17,639,764	
当期経常増減額	314,876	0	314,876	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	314,876	0	314,876	
一般正味財産期首残高	2,778,032	2,778,032	0	
一般正味財産期末残高	3,092,908	2,778,032	314,876	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	53,092,908	52,778,032	314,876	

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	126,496,092
	現金手許有高	270,000
	普通預金一般会計	126,226,092
	未収金	190,394
	立替金	961,474
流動資産合計		127,647,960
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	りそな銀行	10,000,000
	三井住友信託銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農協	10,000,000
その他固定資産		
	リース資産	51,522,372
固定資産合計		101,522,372
資産合計		229,170,332
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	54,258,521
	預り金	3,235,831
	賞与引当金	24,905,000
	リース債務	17,885,448
	未払消費税等	9,155,700
流動負債合計		109,440,500
2. 固定負債		
	リース債務	33,636,924
	退職給付引当金	33,000,000
固定負債合計		66,636,924
負債合計		176,077,424
正味財産		53,092,908

役員

(平成31年3月31日現在)

理事長	西谷忠雄	(非常勤)
副理事長	尾崎勝彦	(非常勤)
理事	粕井みづほ	(非常勤)
理事	倍巖良明	(非常勤)
理事	橋本正昭	(非常勤)
理事	峠宏明	(非常勤)
理事	森村和枝	(非常勤)
理事	八木正一	(非常勤)
理事	外良匡利	(非常勤)
監事	中村敏彦	(非常勤)
監事	青木幸子	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 30 年度 事業報告書

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する 48 の公の施設の指定管理者として、利用者の視点に立った管理運営による良質なサービスの提供に努め、文化の創造及び福祉の増進に寄与することを目的として、文化・スポーツ・武道の普及振興及び「ならまち」・「都祁地域」の地域振興に関する事業並びに中小企業勤労者に対する福利厚生事業を実施した。

当財団の運営に当たっては、奈良市の進める行財政改革の方針に則り、経営改革による自立化を目指して財団職員の経営意識の向上を図るとともに、他の外郭団体と連携して研修や人事管理制度の検討、さらには会計管理の内部統制等の組織強化に努めてきた。

今後も、常に経営基盤の安定化を図るべく自主事業の収益性を見直し、経費節減と事業の質的向上に取り組み、市民の要請にきめ細かく対応できるよう努力を重ね、地域社会の発展に一層寄与するべく事業運営を進めていく。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進した。

(1) 文化振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。

※ () 内は対前年度比

なら 100 年会館	入館者数	265,248 人	(△13.1%)
奈良市美術館	入館者数	34,973 人	(25.0%)
奈良市北部会館市民文化ホール	入館者数	93,080 人	(△27.3%)
奈良市杉岡華邨書道美術館	入館者数	9,500 人	(32.2%)

なら 100 年会館では、規模の大きなコンサートが前年度より少なかったため、約

40,000人の減少となった。また、奈良市北部会館市民文化ホールでは、規模の大きい催しが例年に比べて少なかったことや各種事業を精査した影響もあり約35,000人の減少となった。

一方で、奈良市美術館においては、平成30年4月にミ・ナアラが新たにオープンし、併せて奈良市美術館もリニューアルオープンしたことから、休館前の入館者数には及ばないものの前年より約7,000人の増加となった。また、奈良市杉岡華邨書道美術館では、ならまち界隈の観光客が増加したこともあり、入館者が約2,300人の増加となった。

(事業内容)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

○なら100年会館

開館20周年記念事業として「鼎談と万葉オペラコンサート」や市民参加型の「万葉オペラ・ラボ公演」を開催し、奈良の歴史の素晴らしさを全国に発信した。また、奈良の歴史、伝統、創造性を生かした「奈良の魅力再発見能楽普及事業」では、神社仏閣等で舞や謡を奉納した。さらに、未来を担う子どもたちが奈良で芸術の素晴らしさを知り、学び、体験する機会を提供するアウトリーチ事業として、小学校での室内演奏会・楽器体験を実施した。そのほか、誰もが音楽を楽しめるバリアフリーコンサート等の社会包摂事業を開催した。

催事等の開催回数486回 参加人数62,568人

○奈良市美術館

平成30年に市制施行120周年を迎えるにあたり、奈良市制120周年記念と奈良市美術館リニューアルオープン記念とを併せて、奈良百景と姉妹都市であるベルサイユ百景の記念展覧会を開催し、両市の魅力を発信した。奈良市児童生徒作品展等の主催・共催による展覧会や各種講座を開催し、展示事業においては、奈良のバスが運行して1世紀が経つことから、乗り物とそれに関わる生活の移り変わりを当時の写真やパンフレットなどの関連資料を展示する「バス運行101年～大和路・バスがゆく～」展を開催した。

また、奈良市美術家協会と連携して「平成30年度市民実技講座・親と子のやさしいアート体験」、「第36回市民実技講座作品展」、「第37回奈良市美術家展」、

「第37回市展なら」を開催した。

催事等の開催回数16回 参加人数19,588人

○奈良市北部会館市民文化ホール

地域の文化振興として、「吉崎ひろし&N. B. Project アコースティック・コンサート」、「田尻洋一トーク&ピアノコンサート」、コーラス隊と子どもたちが世代を超え共演した「ふれあいコンサート」等を開催した。また、文化サークル活動が活発な地域性を生かし、文化の拠点、健康増進、憩いの場づくりを目的に「高の原文化講座」の開講と、日本文化の継承、異世代交流の場として邦楽体験講座を開講した。また、地域で活発に活動する団体、教育機関等と連携した「平城ニュータウン地区文化祭」で賑わいを生み出した。

このほかにも、子育て世代支援として親子・家族を対象とした「ニュータウンフェスタたかのはら2019」、「キッズスペシャルコンサート」、「おやこ体操教室」等を開催した。

催事等の開催回数922回 参加人数22,044人

○奈良市杉岡華邨書道美術館

書道に関連した分野をテーマに講演する「書道文化講座」、初心者でもすぐに生かせる「書道実技講座」、子ども向けの「筆書き体験コーナー」や学芸員による「作品解説会」を開催した。企画展覧会として、昭和62年から平成元年にかけて発行された切手「奥の細道シリーズ」の原画となった画と書を紹介した「切手から見た奥の細道の世界—奥の細道切手原画展—」を春季企画展として開催した。また、かな書の展開を検証するシリーズの第3回展として「近代かな書の流れ③現代かな書の成立」展を秋季企画展として開催した。また、館藏品展として水辺の清々しさや暑さの中に静けさを感じさせる風景、真冬の雪の情景など真夏の酷暑をひと時忘れられる歌や句を題材とした作品を集めた「涼を誘う—華邨の書の世界—」展を開催し、さらに平成25年以降に新たに収蔵された晩年の大字や細字の作品から着物や帯に書かれた極めて珍しい作品まで、平成後期の作品を中心に集めた「華邨の書—新収蔵作品特別展—」を開催した。

そのほかにも、他の施設との連携協力の一環として杉岡華邨とかな書作品を紹介する出張パネル展「パネルで見る 華邨の親しみやすいかな」を名勝大乘院庭園文化館にて開催し、奈良市杉岡華邨書道美術館の広報普及を行っている。

催事等の開催回数 22回 参加人数 7,727人

(2) スポーツ・武道振興事業

[指定管理施設]

管理施設の利用者数は以下のとおりであった。 ※ () 内は対前年度比

奈良市中央体育館等 6 施設 利用者数 368,333人 (0.0%)

奈良市中央体育館 (愛称：ならでんアリーナ)

奈良市中央第二体育館 (愛称：ならでん第二アリーナ)

奈良市中央武道場 (愛称：ならでん武道場)

奈良市中央第二武道場 (愛称：ならでん第二武道場)

奈良市弓道場 (愛称：ならでん弓道場)

奈良市鴻ノ池相撲場 (愛称：ならでん相撲場) 以上 6 施設

奈良市西部生涯スポーツセンター等 19 施設

利用者数 291,105人 (△20.3%)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場

奈良市平城第二球技場

奈良市中ノ川球技場

奈良市奈良阪球技場

奈良市登美ヶ丘球技場

奈良市西部生涯スポーツセンター球技場

奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス 以上19施設

奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設

利用者数 104,354人 (△6.3%)

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市柏木コート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市柏木球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート 以上6施設

奈良市中央体育館等6施設では、利用者数が368,333人と前年度をやや上回った。奈良市中央第二体育館の雨漏りや空調設備のない施設の暑さ対応で中止となった行事があり、利用者数が減少した施設もあったが、奈良市弓道場は全国・近畿規模の大会及び講習会が前年度より多く約11,000人の増加となった。

奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設では、奈良市青山プールが7月14日から8月31日まで開館し、この期間を無休で開館したことや好天に恵まれたことから、今年度の利用者数は10,000人を超えた。このほか、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールにおいては、プール天井から落下物が発生したことによる点検と修繕整備のために、7月から営業中止となり利用者数が約65,000人の減少となった。また、プールでの自主事業も開催できなくなったため、約7,000人の減少となった。

奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設では、テニスコート・球技場が雨や地面の凍結で使用できない日が多かったため、約7,000人の減少となった。

(事業内容)

体育、スポーツ及び武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持及び発達並びに明るく豊かな生活の形成に寄与するための事業を実施した。

○奈良市中央体育館等6施設

体育施設では、奈良市体育協会に加盟している各種団体と連携して競技スポーツの教室や健康増進につながる事業を実施した。また、「Top Sports Cit

y 奈良」のパートナーチーム「バンビシャス奈良」と提携してバスケットボールスクールを開催した。武道施設では、剣道、柔道、槍術、なぎなた、弓道などの武道教室を各種武道関連団体との連携、協力のもとに開催した。武道教室生の練習の成果を発表する場として奈良市武道教室演武会を開催し、マスメディア等の媒体を活用して広く市民に活動内容を広報した。また、武道教室生が各種競技会に参加することによって教室の活性化を図り、武道人口の裾野が広がるように事業展開を行った。

催事等の開催回数 1, 531回 参加人数 38, 505人

○奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設

温水プールを活用した水泳教室や水中健康運動教室など施設の特性を生かした自主事業を実施する計画であったが、プール天井の点検と修繕整備のために7月からプールの営業が中止となったため教室が開催できず、4月から6月までの1期のみで開催となった。体育館での自主事業はわずかではあるが参加者増となった。

催事等の開催回数 622回 参加人数 11, 452人

○奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設

ミズノスポーツサービス株式会社等との共同体による施設管理を行うとともに、「奈良市バスケットボールスクール」や「奈良市サッカースクール」、「バドミントン教室」、「バドミントン大会」等スポーツに関わる自主事業を開催し、スポーツの振興を図った。

催事等の開催回数 162回 参加人数 3, 352人

(3) まちづくり振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。

※（ ）内は対前年度比

奈良市ならまちセンター	入館者数	74, 248人	(4.5%)
奈良市音声館	入館者数	61, 894人	(3.1%)
なら工芸館	入館者数	47, 198人	(0.4%)
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	42, 067人	(△4.6%)
入江泰吉旧居	入館者数	7, 387人	(24.7%)
奈良市ならまち格子の家	入館者数	85, 152人	(△10.7%)

入江泰吉旧居では、入館者の減少傾向を食い止めるため、PRポスターの作成や大

手新聞社による全国紙掲載など広報活動に努め、約1,500人の増加となった。

一方で、奈良市ならまちセンターでは、前年度に引き続き、館内トイレの改修工事による各使用施設の使用休止等があったが、開館30周年を記念した行事等を行い約3,000人の増加となった。一方で、奈良市ならまち格子の家では、観光客の足が遠のき約10,000人の減少となった。入江泰吉記念奈良市写真美術館では、新規事業を行ったものの、入館者の伸びに繋がらず減少となった。このほかの施設では、各施設において新規事業の開催や通常事業の見直しを行い、開催回数の増加を図ったところ、前年度とほぼ横ばいの入館者数となった。

(事業内容)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び広報啓発事業を実施した。

○奈良市ならまちセンター

奈良出身の出演者を起用した「ならまちコンサート」、「ならまち篝火コンサート」、「ならまち落語会」や開館30周年を記念したコンサートとして「ならまち室内楽コンサート・ならまち邦楽コンサート・ならまちクリスマスコンサート」、連携事業として劇団高円との「劇団高円定期公演」等、地域・NPO法人宙塾との「子どもおん祭」等の18事業を開催した。また、奈良町にぎわいの家と共同で開催した「奈良町アートセンター」と奈良町落語館との共催による「南都落語会」等のほか、「ならまち文化フェスティバル」を開催した。

催事等の開催回数76回 参加人数12,488人

○奈良市音声館

奈良で古くから唄われてきた“わらべうた”を後世に伝える「ならまちわらべうた教室」では、子どものクラスに加え大人対象のクラスを増設した。また、子どもに伝統文化や音楽を学ぶ場として「子どもお茶教室」、「子ども邦楽教室～箏・三味線・尺八～」を通年で開催し、今年度より新規事業として「子どもいけ花教室」を開講した。奈良の民話普及事業では、劇団「良弁杉」の活動を行い、民話を題材にした創作ミュージカルや大型紙芝居の定期公演を行った。また、「ならまち格子の家」での民謡の語りを通年で開催した一方で、幼稚園・小学校等へのアウトリーチ活動として、大型紙芝居の出張公演を行った。この活動は、わらべうた普及事業の一環でも行い

「出張わらべうた教室」も数多く開講した。

このほかにも、同館スタッフによる「エントランスコンサート」や一般市民が出演・出展する「やわらぎコンサート」、「ミュージックフェスティバル」、「音声館ギャラリー」を開催した。

催事等の開催回数 280 回 参加人数 13,860 人

○なら工芸館

工芸制作教室（10 種目・11 教室）を通年で開催した。また、伝統工芸後継者育成制度による 3 名の研修生が、工房主の下での研修及び当館において制作実演を行うとともに、第 5 期生となる研修生の募集を行い、新たに 3 名の研修生が選考され 3 年間の研修を開始した。

奈良工芸フェスティバルでは、各種工芸体験や制作実演等を開催したほか、子どもを対象にした工芸教室も開催した。また、奈良筆や奈良団扇等の「一日体験工芸教室」を開催した。

常設展示室の作品展示では、「日本伝統工芸近畿展 I N 奈良 2018」、奈良工芸フェスティバル開催期間中に「奈良伝統工芸展」、第六回奈良大茶会「珠光茶会」の開催に合わせて「古赤膚焼展」を開催した。

催事等の開催回数 297 回 参加人数 29,218 人

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

展示事業では、J R 西日本主催の「ちょこっと関西歴史たび『奈良高畑』」の事業と提携した展覧会「入江泰吉 奈良を愛した文士と高畑界限展」を開催した。また、地域と連携し同展に関係するイベントも開催するなど、高畑に特化した展示事業を展開した。

このほかにも、若者層に絶大な人気のある写真家の川島小鳥氏や俳優の永瀬正敏氏といった著名な方の作品展を開催することで美術館の周知に努め、入江作品のみならず、多様な写真芸術を鑑賞できる写真美術館として積極的に企画展を開催した。

アウトリーチ活動として、奈良県高等学校写真部会と共催で総合文化祭や写真部活性化のための事業を開催した。また、地元小学校と連携し、写真を通した課外授業を行うなど教育普及に努めた。

奈良市との共催事業として、「第三回入江泰吉記念写真賞」及び「第三回なら PHOTO CONTEST」を開催し、入江泰吉の功績の顕彰と写真文化の発展に努

めた。

催事等の開催回数 77回 参加人数 42,579人

○入江泰吉旧居

入館者数の減少が続くなか、新規事業を立ち上げる等入館者の確保に努めた。万葉集をテーマとした講座をはじめ、旧居の魅力を伝える「夕べの集い～蛍鑑賞会」を実施した。また、旧居界隈の見所を紹介する「さんぽみち」や入江作品の撮影地を訪れる「入江泰吉の眼を歩く」を開催した。このほかにも、入江泰吉の人となりを紹介する「入江泰吉を語り継ぐ」や、東大寺修二会・薬師寺花会式など奈良の伝統行事の魅力を伝える「伝統行事と入江泰吉」を入江泰吉に縁のある講師などを招いて充実を図った。その一方で、写真文化普及の一環として、カメラの原理と仕組み、そして暗室体験ができるピンホールカメラ教室を開催した。また、「お抹茶でひとやすみ」、「アトリエ開放」のイベントを行うなど、旧居の周知及び市民の文化向上にも努めた。

催事等の開催回数 43回 参加人数 532人

○奈良市ならまち格子の家

来訪者に対する案内業務（受付やならまち観光の見所紹介）、「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、その他パネル展等を開催した。「奈良の民話を楽しもう」を年7回、このほか6月に「いけばな展」、8月・12月に「邦楽演奏・体験会」、10月に「興福寺中金堂再建記念プレ写真展」、1月に「住み継ぐための技術と知恵」パネル展を開催した。

催事等の開催回数 36回 参加人数 6,271人

(4) 勤労者福祉サービス事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度比

奈良市勤労者総合福祉センター 入館者数 56,607人 (△3.5%)

奈良市勤労者総合福祉センターでは、多目的ホール等の施設利用状況は前年度とほぼ同様であったが、入館者数はわずかに減少した。

(事業内容)

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、

生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を実施した。

○奈良市勤労者総合福祉センター

パソコン教室や生涯スポーツとしての社交ダンス講座やヨガ教室のほか、各種教室を開催した。

催事等の開催回数 97回 参加人数 8,138人

○勤労者福祉サービスセンター事業部門

企業内福祉をサポートする役目を担い、勤労者の福利厚生の実施に役立つ事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、日帰りバスツアーや施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付幹旋事業を実施した。

催事等の開催回数 15回 参加人数 1,450人

本施設における各事業に対する利用者数

施設利用事業	延べ人数 22,106人
健康管理事業	延べ人数 3,316人
給付事業	995人

(5) 都祁地域振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数又は利用者数は以下のとおりであった。 ※ () 内は対前年度比

奈良市都祁交流センター	入館者数	19,608人	(△0.4%)
奈良市都祁体育館	利用者数	8,542人	(△15.1%)
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	利用者数	3,163人	(22.6%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	利用者数	13,260人	(△8.6%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	利用者数	305人	(△30.7%)
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス			

利用者数 440人 (124.5%)

奈良市都祁交流センターでは、前年度とほぼ横ばいの推移であった。事業数の減少や、図書室利用者の減少はあったものの貸し館事業などの来館者は微増した。

一方、奈良市都祁体育館では、一般のフットサルや企業有志のバスケットボール、バレーボール団体の定期利用の減少により約1,500人の減少となった。

また、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設では、テニスコートの学生団体利用者やクラブハウスの利用者が増加した一方で、夏季の猛暑や天候不順等の影響もあり、球技場の利用者は減少となった。

(事業内容)

都祁地域において、市民の文化芸術の振興及び市東部地域住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種団体等による幅広い施設利用を推進し、市東部地域の発展に寄与するための事業を実施した。

地域間・世代間交流事業として、交流センターでは図書室を併設しているため、絵本の紹介や紙芝居の鑑賞等読書の魅力も同時に発信することが可能であることから、元保育士や園児をもつ現役の母親、ボランティアによる月1回の「おはなしの会」を開催した。

社会貢献広報事業では、一般財団法人自治総合センターから宝くじの補助金を受け「佐藤竹善と上妻宏光の三味線&ピアノコンサート」を開催した。また、前年度に引き続き、特に高齢者の方々が映画をもっと身近なところで気軽に鑑賞できるよう「都祁映画祭」を開催した。

音楽の里づくり事業では、プロジャズ奏者によるワークショップとして、園児や就学児とその家族を対象にした色々な楽器の演奏体験や、一緒に舞台上で合唱する体験を取り入れた「Xmasファミリーミニコンサート」を開催した。

スポーツ施設である都祁体育館と都祁生涯スポーツセンターでは、ヨガ体験会とノルディック・ウォーキング体験会を開催した。

催事等の開催回数18回 参加人数1,069人

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	336,420,203	336,715,832	△ 295,629	
現金	5,228,669	5,562,187	△ 333,518	
当座預金	1,000	0	1,000	
普通預金	214,190,534	236,153,645	△ 21,963,111	
定期預金	117,000,000	95,000,000	22,000,000	
未収金	5,622,290	6,912,075	△ 1,289,785	
前払金	2,331,788	2,349,920	△ 18,132	
商品	3,731,821	3,446,225	285,596	
貯蔵品	100,618	139,230	△ 38,612	
流動資産合計	348,206,720	349,563,282	△ 1,356,562	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
減価償却引当預金	2,827,612	2,827,612	0	
書道芸術振興積立金	37,355,319	37,912,333	△ 557,014	
永年在会給付事業積立預金	12,865,742	14,544,742	△ 1,679,000	
運営基金積立準備預金	7,604,291	7,395,291	209,000	
共済事業引当預金	1,819,523	2,291,543	△ 472,020	
記念事業費積立預金	11,256,263	8,089,263	3,167,000	
特定資産合計	73,728,750	73,060,784	667,966	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	2	2	0	
什器備品	2	2	0	
リース資産	14,145,840	0	14,145,840	
預託金	0	7,590	△ 7,590	
その他固定資産合計	14,145,844	7,594	14,138,250	
固定資産合計	137,874,594	123,068,378	14,806,216	
資産合計	486,081,314	472,631,660	13,449,654	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	148,306,738	160,974,782	△ 12,668,044	
前受金	5,310,450	10,968,240	△ 5,657,790	
預り金	20,853,856	20,651,874	201,982	
リース債務	2,877,120	0	2,877,120	
流動負債合計	177,348,164	192,594,896	△ 15,246,732	
2. 固定負債				
リース債務	11,268,720	0	11,268,720	
固定負債合計	11,268,720	0	11,268,720	
負債合計	188,616,884	192,594,896	△ 3,978,012	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産合計	86,003,617	86,003,617	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(36,003,617)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	(37,725,133)	(37,057,167)	(667,966)	
正味財産合計	297,464,430	280,036,764	17,427,666	
負債及び正味財産合計	486,081,314	472,631,660	13,449,654	

収 支 計 算 書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	25,000	28,918	△ 3,918	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	8,000	3,864	4,136	
③ 受取入会金				
受取入会金	209,000	164,500	44,500	
④ 受取会費				
受取会費	39,938,000	38,837,100	1,100,900	
⑤ 事業収益				
入場料収益	38,134,000	21,721,757	16,412,243	
観覧料収益	315,000	261,000	54,000	
受講料収益	87,145,000	65,719,110	21,425,890	
出品料収益	750,000	615,000	135,000	
協賛金収益	500,000	500,000	0	
参加費収益	1,580,000	1,325,900	254,100	
普及事業収益	485,000	306,500	178,500	
小売業収益	4,360,000	2,181,250	2,178,750	
受取手数料	4,035,000	4,395,488	△ 360,488	
事業受託収益	972,000	833,400	138,600	
共催事業管理収益	10,118,000	9,763,420	354,580	
その他収益	880,000	1,017,506	△ 137,506	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,281,108,000	1,221,648,414	59,459,586	
受取地方公共団体補助金	113,983,000	108,051,119	5,931,881	
受取民間助成金	5,413,000	2,881,000	2,532,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	52,070,000	42,083,115	9,986,885	
⑧ 雑収益				
受取利息	111,000	80,706	30,294	
雑収益	1,290,000	2,959,992	△ 1,669,992	
運営協力金等収益	2,000,000	1,202,399	797,601	
経常収益計	1,645,429,000	1,526,581,458	118,847,542	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	525,059,000	518,188,171	6,870,829	
臨時雇賃金	45,830,000	33,752,879	12,077,121	
福利厚生費	99,993,000	98,051,397	1,941,603	
旅費交通費	2,291,000	803,300	1,487,700	
通信運搬費	10,614,000	8,334,634	2,279,366	
減価償却費	0	239,760	△ 239,760	
消耗什器備品費	1,815,000	1,046,749	768,251	
消耗品費	31,942,000	22,768,754	9,173,246	
修繕費	33,257,000	32,395,625	861,375	
印刷製本費	17,807,000	13,518,079	4,288,921	
燃料費	2,510,000	2,241,076	268,924	
光熱水料費	236,126,000	212,740,917	23,385,083	
賃借料	35,603,000	28,547,703	7,055,297	
保険料	7,818,000	6,329,383	1,488,617	
諸謝金	51,661,000	41,921,355	9,739,645	
租税公課	53,206,000	49,256,323	3,949,677	
支払負担金	3,770,000	3,697,788	72,212	
支払助成金	68,609,000	56,992,215	11,616,785	
委託費	309,203,000	282,830,218	26,372,782	
会議費	83,000	28,870	54,130	
支払手数料	7,713,000	4,570,933	3,142,067	
広告宣伝費	3,741,000	2,423,800	1,317,200	
仕入	1,401,000	1,164,674	236,326	
原材料費	1,062,000	1,060,930	1,070	
医薬材料費	1,357,000	756,972	600,028	
雑費	288,000	127,156	160,844	
② 管理費				
役員報酬	6,255,000	6,169,280	85,720	
給料手当	54,140,000	52,057,643	2,082,357	
福利厚生費	10,903,000	10,667,579	235,421	
研修費	103,000	57,240	45,760	
旅費交通費	24,000	11,030	12,970	
通信運搬費	310,000	267,581	42,419	
消耗品費	435,000	433,640	1,360	
修繕費	11,000	0	11,000	
燃料費	46,000	32,000	14,000	
賃借料	4,010,000	3,977,683	32,317	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
保険料	5,000	3,200	1,800	
諸謝金	635,000	360,000	275,000	
租税公課	82,000	52,329	29,671	
支払負担金	9,479,000	5,323,190	4,155,810	
委託費	4,006,000	2,543,400	1,462,600	
支払手数料	186,000	131,336	54,664	
経常費用計	1,643,389,000	1,505,876,792	137,512,208	
評価損益等調整前当期経常増減額	2,040,000	20,704,666	△18,664,666	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	2,040,000	20,704,666	△18,664,666	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	2,040,000	20,704,666	△18,664,666	
税引前当期一般正味財産増減額	2,040,000	20,704,666	△18,664,666	
法人税、住民税及び事業税	1,483,000	3,277,000	△1,794,000	
当期一般正味財産増減額	557,000	17,427,666	△16,870,666	
一般正味財産期首残高	194,034,000	194,033,147	853	
一般正味財産期末残高	194,591,000	211,460,813	△16,869,813	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004,000	86,003,617	383	
指定正味財産期末残高	86,004,000	86,003,617	383	
Ⅲ 正味財産期末残高	280,595,000	297,464,430	△16,869,430	

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	28,918	24,530	4,388	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	3,864	3,864	0	
③ 受取入会金				
受取入会金	164,500	175,500	△ 11,000	
④ 受取会費				
受取会費	38,837,100	39,313,200	△ 476,100	
⑤ 事業収益				
入場料収益	21,721,757	29,924,518	△ 8,202,761	
観覧料収益	261,000	360,300	△ 99,300	
受講料収益	65,719,110	77,801,050	△ 12,081,940	
出品料収益	615,000	585,000	30,000	
協賛金収益	500,000	500,000	0	
参加費収益	1,325,900	1,264,100	61,800	
普及事業収益	306,500	396,500	△ 90,000	
小売業収益	2,181,250	3,984,809	△ 1,803,559	
受取手数料	4,395,488	5,110,906	△ 715,418	
事業受託収益	833,400	1,848,307	△ 1,014,907	
共催事業管理収益	9,763,420	13,335,270	△ 3,571,850	
その他収益	1,017,506	681,713	335,793	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,221,648,414	1,221,680,440	△ 32,026	
受取地方公共団体補助金	108,051,119	117,256,323	△ 9,205,204	
受取国庫助成金	0	2,600,000	△ 2,600,000	
受取民間助成金	2,881,000	100,000	2,781,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	42,083,115	29,985,100	12,098,015	
⑧ 雑収益				
受取利息	80,706	46,430	34,276	
雑収益	2,959,992	2,837,627	122,365	
運営協力金等収益	1,202,399	2,811,985	△ 1,609,586	
経常収益計	1,526,581,458	1,552,627,472	△ 26,046,014	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	518,188,171	530,362,191	△ 12,174,020	
臨時雇賃金	33,752,879	37,186,146	△ 3,433,267	
福利厚生費	98,051,397	99,707,843	△ 1,656,446	
旅費交通費	803,300	1,257,760	△ 454,460	
通信運搬費	8,334,634	8,733,638	△ 399,004	
減価償却費	239,760	0	239,760	
消耗什器備品費	1,046,749	1,139,200	△ 92,451	
消耗品費	22,768,754	20,803,841	1,964,913	
修繕費	32,395,625	32,966,323	△ 570,698	
印刷製本費	13,518,079	12,886,284	631,795	
燃料費	2,241,076	2,300,088	△ 59,012	
光熱水料費	212,740,917	213,369,567	△ 628,650	
賃借料	28,547,703	33,350,703	△ 4,803,000	
保険料	6,329,383	6,591,193	△ 261,810	
諸謝金	41,921,355	44,678,056	△ 2,756,701	
租税公課	49,256,323	50,717,767	△ 1,461,444	
支払負担金	3,697,788	3,833,712	△ 135,924	
支払助成金	56,992,215	57,837,443	△ 845,228	
委託費	282,830,218	293,028,668	△ 10,198,450	
会議費	28,870	34,024	△ 5,154	
支払手数料	4,570,933	5,985,763	△ 1,414,830	
広告宣伝費	2,423,800	2,688,000	△ 264,200	
仕入	1,164,674	1,546,282	△ 381,608	
原材料費	1,060,930	996,113	64,817	
医薬材料費	756,972	1,030,860	△ 273,888	
雑費	127,156	90,657	36,499	
② 管理費				
役員報酬	6,169,280	6,131,000	38,280	
給料手当	52,057,643	33,878,264	18,179,379	
福利厚生費	10,667,579	7,103,358	3,564,221	
研修費	57,240	190,325	△ 133,085	
旅費交通費	11,030	9,390	1,640	
通信運搬費	267,581	251,940	15,641	
消耗什器備品費	0	371,440	△ 371,440	
消耗品費	433,640	527,621	△ 93,981	
燃料費	32,000	29,385	2,615	
賃借料	3,977,683	3,612,639	365,044	
保険料	3,200	3,200	0	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
諸謝金	360,000	360,000	0	
租税公課	52,329	30,203	22,126	
支払負担金	5,323,190	124,483	5,198,707	
委託費	2,543,400	2,750,000	△ 206,600	
支払手数料	131,336	127,134	4,202	
経常費用計	1,505,876,792	1,518,622,504	△ 12,745,712	
評価損益等調整前当期経常増減額	20,704,666	34,004,968	△ 13,300,302	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	20,704,666	34,004,968	△ 13,300,302	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	20,704,666	34,004,968	△ 13,300,302	
税引前当期一般正味財産増減額	20,704,666	34,004,968	△ 13,300,302	
法人税、住民税及び事業税	3,277,000	6,984,100	△ 3,707,100	
当期一般正味財産増減額	17,427,666	27,020,868	△ 9,593,202	
一般正味財産期首残高	194,033,147	167,012,279	27,020,868	
一般正味財産期末残高	211,460,813	194,033,147	17,427,666	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産期末残高	86,003,617	86,003,617	0	
III 正味財産期末残高	297,464,430	280,036,764	17,427,666	

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産	現金預金	336,420,203
	現金	5,228,669
	当座預金	1,000
	普通預金	214,190,534
	南都銀行	211,929,729
	ゆうちょ銀行	20,000
	近畿労働金庫	2,240,805
	定期預金	117,000,000
	奈良信用金庫	70,000,000
	大和信用金庫	47,000,000
	未収金	5,622,290
	前払金	2,331,788
	商品	3,731,821
	貯蔵品	100,618
流動資産合計		348,206,720
2. 固定資産		
基本財産	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農業協同組合	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	大和信用金庫	10,000,000
特定資産	減価償却引当預金	2,827,612
	書道芸術振興積立金	37,355,319
	永年在会給付事業積立預金	12,865,742
	運営基金積立準備預金	7,604,291
	共済事業引当預金	1,819,523
	記念事業費積立預金	11,256,263
その他固定資産	車両運搬具	2
	什器備品	2
	リース資産	14,145,840
固定資産合計		137,874,594
資産合計		486,081,314
II 負債の部		
1. 流動負債	未払金	148,306,738
	前受金	5,310,450
	預り金	20,853,856
	リース債務	2,877,120
流動負債合計		177,348,164
2. 固定負債	リース債務	11,268,720
固定負債合計		11,268,720
負債合計		188,616,884
正味財産		297,464,430

役員

(平成31年3月31日現在)

理事（理事長）	西 谷 忠 雄	（非常勤）
理 事	金 春 康 之	（非常勤）
理 事	松 山 隆	（非常勤）
理 事	佐 伯 加 代 子	（非常勤）
理 事	向 井 良 子	（非常勤）
理 事	末 廣 隆	（非常勤）
理 事	新 司 正 人	（非常勤）
理 事	森 本 哲 次	（非常勤）
監 事	岡 本 善 英	（非常勤）
監 事	中 西 寿 人	（非常勤）

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1 審査請求年月日 平成30年11月6日

第2 主文

本件審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

奈良市公営企業管理者（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対し、平成30年8月3日付けで、審査請求人が納付すべき平成30年6月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を、同年8月31日を納期限として送付した。

また、処分庁は、審査請求人が平成30年5月分水道料金・下水道使用料を納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、平成30年8月9日付けで、同年8月31日を納期限として、平成30年5月分水道料金・下水道使用料督促状を送付した。

これら本件処分等を不服として、審査請求人が本件審査請求を提起したものである。

2 本件審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が平成13年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、

13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日に、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えたうえ、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、奈良市国保年金課、医療政策課、健康増進課、市民税課、資産税課及び市民課並びに奈良市企業局情報料金課（当時）等の、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署や、奈良市秘書課及び文書法制課（当時）に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、要旨次のようなものであった。いわく、「奈

良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものであった。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、上水道料金については、審査請求人による免除申請を待たずに、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、上水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同じく奈良市と審査請求人との合意に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね

2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということを述べ立てた。この主張内容が、本件審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日に、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日に、これを棄却する裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、平成30年7月10日から平成31年1月29日までの間に、奈良市に対して、18件の審査請求を提起している。これらの内には、処分庁が平成30年4月26日に行った、平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下

「30年処分」という。)の取消し又は変更を求める審査請求も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分について、奈良県に対して、5件の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件審査請求における審査請求人の主張と同様のものがあった。

3 本件審査請求における審理手続の概要

- (1) 平成30年11月6日に、審査請求人より本件審査請求の申立てに係る審査請求書(以下「本件審査請求書」という。)が、審査庁に提出された。
- (2) 平成30年11月15日に、審理員の指名がなされ、審理手続を開始した。
- (3) 平成30年11月21日に、同年11月6日に提起された平成30年5月分水道料金・下水道使用料督促処分についての審査請求及び平成30年6月分水道料金・下水道使用料納入通知処分についての審査請求に関する審理手続を併合した。
- (4) 平成30年12月5日に、同年12月27日を回答提出期限として、審査請求人に対し、審査請求書記載事項から職員個人に対する誹謗中傷その他の不当な記載及び本件審査請求と無関係な記載を除外し、実質的な審査請求の理由となる事項を特定すること及び当該事項と審査請求人より累次提起される審査請求における実質的な審査請求の理由との異同について回答を求める質問(以下「本件補正質問」という。)が行われたが、審査請求人からの回答はなされなかった。
- (5) 平成31年1月29日に、処分庁より弁明書が提出された。
- (6) 以上の経緯を踏まえ、平成31年2月22日、本件審査請求に係る審理手続を終結した。

4 審査請求人の主張の要旨

30年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害という犯罪的行為

により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ、行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあたって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって30年処分の後続処分である本件処分等も違法なものである。

5 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

ア 審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起しているといった状況に鑑みると、本件審査請求を認めることは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

イ なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件審査請求の内、水道処分等を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

30年処分は何ら違法なものではないが、仮に違法であったとしても、それによって平成30年度分下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、下水道処分等の効果に影響するものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、かつ下水道処分等は根拠規定に基づき適正になされていることから、何ら違法な点はない。

6 本件審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道処分等に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道処分等の違法性（21年承認の効力）

水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性（30年処分と本件審査請求との関係）

下水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、30年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響し得るか、影響し得るとした場合に30年処分が違法といえるか、又その他下水道処分等の違法事由が存在するかが争点となる。

7 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

(ア) 審査請求権濫用の該当性に関する判断基準

権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は不適法なものとして却下されるものと言える。

(イ) 本件審査請求についての権利濫用の有無に係る事実

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署をはじめ、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金の免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めている処分庁及び奈良市への訪問と職員らへの対応要求は、より頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とし、その他審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述のとおり、本件審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての23件の審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

これら23件の審査請求の内、前件審査請求については、平成30年6月28日にこれを棄却する裁決が出され、同年7月10日に提起された平成30年度固定資産税減免申請不承認処分についての審査請求（平成30年度5号請求）及び同年7月24日に提起された平成30年度下水道使用料免除申請不承認処分についての審査請求（平成30年度6号請求）、同年8月16日に提起された平成30年度第1期分固定資産税等督促処分についての審査請求（平成30

年度7号請求）、同年9月6日に提起された平成30年4月分水道料金・下水道使用料納入通知処分についての審査請求（平成30年度8号請求）、同年9月13日に提起された平成30年3月分水道料金・下水道使用料督促処分についての審査請求（平成30年度9号請求）、同年10月5日に提起された平成30年5月水道料金・下水道使用料納入通知処分（平成30年度11号請求）については、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経て、既に審理手続が終結し、審査請求を棄却又は却下することを相当とする意見書が提出されている。

(ウ) 本件審査請求の審査請求権濫用への該当性に関する判断

以上の本件審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもないことから、前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、本件審査請求に係る審査を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件審査請求書について、本件補正質問により十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取扱って審理手続を進めることは、処分庁及び奈良市にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為への対応を処分庁及び奈良市に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本案前のその余の争点

本件審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案

に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和元年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和元年5月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 令和元年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計補正予算（第１号）

令和元年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５４７，３５９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５６，２５９千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 諸 収 入		千円 8,900	千円 547,359	千円 556,259
	1. 雑 入	8,900	547,359	556,259
歳 入 合 計		8,900	547,359	556,259

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 上 充 用 金		千円 －	千円 547,359	千円 547,359
	1. 繰 上 充 用 金	－	547,359	547,359
歳 出 合 計		8,900	547,359	556,259

1. 住宅新築資金等貸付金特別会計
(1) 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)					(単位：千円)
款		補正前の額	補正額	計	
1	諸収入	8,900	547,359	556,259	
歳 入 合 計		8,900	547,359	556,259	

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
3 繰上充用金	—	547,359	547,359			547,359	—	
歳 出 合 計	8,900	547,359	556,259			547,359	—	

2. 歳入

第1款 諸収入

第1項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 回収管理組合返戻金	8,900	547,359	556,259	1 元利金返戻金	547,359	滞納繰越分
計	8,900	547,359	556,259			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出
第3款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 繰上充用金	—	547,359	547,359	特定財源 (内訳) 諸収入 547,359	22 補償補填及び 賠償金	547,359	住宅新築資金等貸付金繰上充用金
計	—	547,359	547,359	特定財源 一般財源			

住宅新築資金等貸付金特別会計

特 別 会 計 性 質 別 経 費 総 括 表

(単位:千円)

会 計 性質区分	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 金
繰 上 充 用 金	547,359
計	547,359

そ の 他 経 費 の 内 訳 表

附表 2

(単位:千円)

節 会計及び款	補 償 補 填 及 び 賠 償 金	計
住宅新築資金等貸付金	547,359	547,359

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年3月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年3月5日午後2時30分頃、奈良市環境清美工場内において、本市職員が相手方の搬入物を運ぶ際、相手方の普通自動車と接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 138,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年4月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年11月13日午前8時6分頃、奈良市中山町地内において発生した、本市の公用車が相手方の自転車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 467,606円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年4月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年12月11日午後6時30分頃、神功四丁目緑地において、相手方のトラックが伸びた樹木の枝に接触し、荷台部分を損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 221,422円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年4月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年1月19日午前11時30分頃、奈良市十輪院町地内において発生した、本市の消防ポンプ自動車が民家の樋を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 124,200円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年4月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年11月14日午前8時8分頃、奈良市平松一丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 226,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成31年4月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年12月26日午前8時57分頃、奈良市南京終町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の自転車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 85,720円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市税条例の一部改正について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成31年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第8項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第9項中「附則第15条第46項」を「法附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第14条第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項

中表以外の部分の項中「第４号」を「第５号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第２２条第１項中「法附則第３０条第１項」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成３１年度分」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「附則第３０条第６項第１号及び第２号」を「附則第３０条第２項第１号及び第２号」に、「第２項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

附則第２２条第５項を同条第２項とし、同条第６項中「附則第３０条第７項第１号及び第２号」を「附則第３０条第３項第１号及び第２号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第３項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第２２条第６項を同条第３項とし、同条第７項中「附則第３０条第８項第１号及び第２号」を「附則第３０条第４項第１号及び第２号」に、「第４項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号	３，９００円	３，０００円
-----	--------	--------

	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第22条第7項を同条第4項とする。

附則第23条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第28条の6第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附則第28条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第35条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、奈良市税条例第24条の2の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税につい

ては、なお従前の例による。

- 3 新条例第24条の2第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は奈良市税条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第24号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の奈良市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年 6 月 10 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市介護保険条例の一部改正について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成31年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成１２年奈良市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「平成３０年度から平成３２年度まで」を「平成３１年度及び平成３２年度」に、「３１，６００円」を「２６，３００円」に改め、同条に次の２項を加える。

３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２６，３００円」とあるのは、「４０，３００円」と読み替えるものとする。

４ 第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２６，３００円」とあるのは、「４７，３００円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第４条の規定は、平成３１年度分の保険料から適用し、平成３０年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成31年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1 訴えの提起について

訴 え の 提 起 に つ い て

本市は、平成13年7月26日付けで旧都祁村と株式会社三興等で締結された「針TRS事業に係る事業契約」について、平成30年12月21日付けをもって契約解除したことに伴い、針テラス南館の建物収去土地明渡に関して、次のとおり訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

株式会社三興破産管財人

大阪市北区西天満4丁目8番17号 宇治電ビルディング11階

はばたき綜合法律事務所 弁護士 服部 敬

2 訴えの要旨

上記「針TRS事業に係る事業契約」の解除に伴い、株式会社三興は本市が所有する針テラス事業用地を使用する権利を失っていることから、事業用地上に同社名義の建物として存在している針テラス南館について、同社破産管財人へ建物収去土地明渡を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第1号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,293,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,083,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		千円 26,666,371	千円 30,123	千円 26,696,494
	2. 国 庫 補 助 金	1,912,860	25,923	1,938,783
	3. 国 庫 委 託 金	134,885	4,200	139,085
20. 繰 入 金		576,144	14,994	591,138
	2. 基 金 繰 入 金	568,024	14,994	583,018
21. 繰 越 金		－	18,189	18,189
	1. 繰 越 金	－	18,189	18,189
23. 市 債		13,203,200	1,230,000	14,433,200
	1. 市 債	13,203,200	1,230,000	14,433,200
歳 入 合 計		133,790,000	1,293,306	135,083,306

(註) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 13,862,433	千円 1,230,000	千円 15,092,433
	1. 総 務 管 理 費	9,974,169	1,230,000	11,204,169
6. 農 林 水 産 業 費		508,343	33,183	541,526
	1. 農 林 費	508,343	33,183	541,526
7. 商 工 費		1,765,061	25,923	1,790,984
	1. 商 工 費	1,765,061	25,923	1,790,984
10. 消 防 費		3,775,472	4,200	3,779,672
	1. 消 防 費	3,775,472	4,200	3,779,672
歳 出 合 計		133,790,000	1,293,306	135,083,306

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
本 庁 舎 耐 震 化 整 備 事 業	令和元年度から 令和2年度まで	千円 1,873,000

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	千円 25,800	千円 1,255,800
計	13,203,200	14,433,200

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
16 国庫支出金	26,666,371	30,123	26,696,494	
20 繰入金	576,144	14,994	591,138	
21 繰越金	—	18,189	18,189	
23 市債	13,203,200	1,230,000	14,433,200	
歳 入 合 計	133,790,000	1,293,306	135,083,306	

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
2 総務費	13,862,433	1,230,000	15,092,433		1,230,000		100	△100
6 農林水産業費	508,343	33,183	541,526				7,343	25,840
7 商工費	1,765,061	25,923	1,790,984	25,923				—
9 土木費	12,081,664	—	12,081,664				3,000	△3,000
10 消防費	3,775,472	4,200	3,779,672	4,200				—
11 教育費	10,386,582	—	10,386,582				4,551	△4,551
歳出合計	133,790,000	1,293,306	135,083,306	30,123	1,230,000		14,994	18,189
				一般財源内訳		繰越金		
						18,189		

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 商工費国庫補助金	525,000	25,923	550,923	1 商工振興費補助金	25,923	プレミアム付商品券発行事業費補助金
計	1,912,860	25,923	1,938,783			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 消防費国庫委託金	—	4,200	4,200	1 非常備消防費委託金	4,200	消防団加入促進支援事業費委託金
計	134,885	4,200	139,085			

第16款 国庫支出金

第20款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 森林活性化推進基金繰入金	—	14,994	14,994	1 森林活性化推進基金繰入金	14,994	森林活性化推進基金繰入金
計	568,024	14,994	583,018			

第20款 繰入金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	18,189	18,189	1 繰越金	18,189	歳計剰余繰越金
計	—	18,189	18,189			

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	171,500	1,230,000	1,401,500	1 庁舎等施設整備事業債	1,230,000	庁舎等施設整備事業債
計	13,203,200	1,230,000	14,433,200			

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 財産管理費	486,055	—	486,055	100 特定財源 (内訳) 繰入金 100 一般財源 △100			
18 庁舎等施設整備事業費	48,748	1,230,000	1,278,748	1,230,000 特定財源 (内訳) 市債 1,230,000	11 需用費 15 工事請負費	1,000 1,229,000	庁舎等施設整備事業
計	9,974,169	1,230,000	11,204,169	特定財源 一般財源 △100			

第2款 総務費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
6 林業振興費	40,480	6,183	46,663	特定財源 (内訳) 繰入金 一般財源 △1,160	13 委託料 16 原材料費	4,983 1,200		元気な森林づくり経費
9 森林活性化推進基金費	—	27,000	27,000	一般財源	25 積立金	27,000		森林活性化推進基金経費
計	508,343	33,183	541,526	特定財源 一般財源				

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 商工振興費	599,312	25,923	625,235	特定財源 (内訳) 国庫支出金	13 委託料	25,923	プレミアム付商品券発行事業経費
計	1,765,061	25,923	1,790,984	特定財源 一般財源			

第7款 商工費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 公園管理費	260,400	—	260,400	特定財源 3,000 (内訳) 繰入金 3,000 一般財源 △3,000			
計	5,869,056	—	5,869,056	特定財源 3,000 一般財源 △3,000			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 非常備消防費	145,743	4,200	149,943	特定財源 (内訳) 国庫支出金	8 報償費	450	消防団運営経費
					9 旅費	150	
					11 需用費	2,120	
					12 役務費	20	
					13 委託料	200	
					14 使用料及び賃借料	360	
					18 備品購入費	900	
計	3,775,472	4,200	3,779,672	特定財源 一般財源			
第10款 消防費							

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	942,762	—	942,762	特定財源 2,700 (内訳) 繰入金 2,700 一般財源 △2,700			
計	2,454,068	—	2,454,068	特定財源 2,700 一般財源 △2,700			

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 青少年育成費	122,120	—	122,120	特定財源 1,851 (内訳) 繰入金 1,851 一般財源 △1,851			
計	1,372,087	—	1,372,087	特定財源 1,851 一般財源 △1,851			

第11款 教育費

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
							国 県 支 出 金 地	方 債 そ の 他	
本庁舎耐震化整備事業	1,873,000			令和元年度 から 令和2年度 まで	1,873,000		1,873,000		-

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正		前	補 正		後
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額		当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	7,905,900		98,501,439	9,135,900		99,731,439
(4) そ の 他	2,793,600		31,720,865	4,023,600		32,950,865
合 計	13,203,200		198,003,693	14,433,200		199,233,693

一般会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

款 性質区分	総 務 費	農林水産業費	商 工 費	防 費	合 計
物件費		6,183	25,923	3,750	35,856
補助費等				450	450
投資的経費	1,230,000				1,230,000
普通建設事業	1,230,000				1,230,000
単独	1,230,000				1,230,000
貸付及び積立金		27,000			27,000
計	1,230,000	33,183	25,923	4,200	1,293,306

物件費の内訳表

(単位:千円)

附表 1

節 会計及び款	旅 費需用費	細 節				役 務 費	細 節	委 託 料	使 用 料 借 賃 料	原 材 料 費	備 品 購 入 費	計
		消 耗 品 費	食 糧 費	印刷製本費								
農 林 水 産 業 費								4,983		1,200		6,183
商 工 費								25,923				25,923
消 防 費	150	1,400	270	450	20	20	20	200	360		900	3,750
一 般 会 計 合 計	150	1,400	270	450	20	20	20	31,106	360	1,200	900	35,856

その他経費の内訳表

(単位:千円)

附表 2

節 会計及び款	報 償 費 積 立 金	計
農 林 水 産 業 費	27,000	27,000
消 防 費	450	450
一 般 会 計 合 計	27,000	27,450

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補 単	事業名	予算額	財源内訳					概要説明
				国	県	地方債	その他	一般	
総務費			1,230,000			1,230,000		—	
	単	庁舎等施設整備事業	1,230,000			1,230,000		—	本庁舎耐震化整備
一般会計合計			1,230,000			1,230,000		—	

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市バリアフリー基本構想推進協議会の項を次のように改める。

奈良市移動等円滑化 促進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1 項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25 条第1項に規定する基本構想の作成に関する協議及 び実施に係る連絡調整に関する事務
--------------------	--

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会の名称を奈良市移動等円滑化促進協議会に改め、その担当事務に移動等円滑化促進方針に係る事務を加えようとするものである。

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する
条例

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

- (1) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）附則第7項
- (2) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）附則第12項
- (3) 教育長の給与に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）附則第6項
- (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）附則第5項
- (5) 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）附則第26項
- (6) 奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年奈良市条例第50号）附則第3条及び第4条
- (7) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）附則第6項

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条

例の一部改正)

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年3月」を「令和2年3月」に改める。

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第4条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「平成31年6月」を「令和元年6月」に改め、附則第5項（見出しを含む。）中「平成32年6月」を「令和2年6月」に改める。

（奈良市税条例の一部改正）

第5条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し、同条、附則第12条の2、附則第13条（見出しを含む。）及び附則第15条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第19条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平

成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 2 2 条中「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 2 6 条第 1 項及び第 2 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 2 8 条の 6 第 2 項中「平成 3 3 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 2 8 条の 7 第 1 項中「平成 3 5 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 2 9 条の前の見出し、同条、附則第 2 9 条の 2、附則第 3 0 条（見出しを含む。）及び附則第 3 2 条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年奈良市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 3 1 年 9 月 3 0 日」を「令和元年 9 月 3 0 日」に改め、同条第 1 3 項中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 1 4 項の表中「平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日」を「令和元年 1 0 月 3 1 日」に、「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 7 条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 9 年奈良市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改める。

附則第 2 条中「3 1 年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「3 1 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 2 項中「3 1 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に改める。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 8 条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年奈良市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改める。

第 9 条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年奈良市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 4 項及び第 5 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改める。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年8月1日」を「令和元年8月1日」に改める。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(奈良市介護保険条例の一部改正)

第14条 奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「平成31年度及び平成32年度」を「令和元年度及び令和2年度」に改める。

(奈良市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 奈良市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正)

第16条 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成35年9月30日」を「令和5年9月30日」に、「平成32年9月30日」を「令和2年9月30日」に、「平成33年9月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

(奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

(奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

第18条 奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成36年度まで」を「令和6年度まで」に改め、同項の表中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成35年度」を「令和5年度」に、「平成36年度」を「令和6年度」に改める。

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例の一部改正）

第19条 奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成36年度まで」を「令和6年度まで」に改め、同項の表中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成35年度」を「令和5年度」に、「平成36年度」を「令和6年度」に改める。

（奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例の一部改正）

第20条 奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例（平成31年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年7月1日」を「令和元年7月1日」に改める。

（奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第21条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

元号を改める政令の施行に伴い、本市の条例中の元号の表記について所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 選挙長の項中「10, 600円」を「10, 800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12, 600円」を「12, 800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11, 100円」を「11, 300円」に改め、同表開票管理者の項中「10, 600円」を「10, 800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10, 700円」を「10, 900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9, 500円」を「9, 600円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8, 800円」を「8, 900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙等について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

（提案理由）

関連法令の改正に準じ、選挙長等の報酬額を引き上げようとするものである。

奈良市森林活性化推進基金条例の制定について

奈良市森林活性化推進基金条例を次のように制定しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市森林活性化推進基金条例

(設置)

第1条 本市における森林の整備及びその活性化の推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市森林活性化推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

森林環境譲与税を本市における森林の整備及びその活性化の推進に充てるため、奈良市森林活性化推進基金を設置し、その管理等について定めようとするものである。

奈良市行政財産使用料条例等の一部改正について

奈良市行政財産使用料条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(奈良市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の4.32」を「100分の4.4」に、「100分の7.56」を「100分の7.7」に改める。

(奈良市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第26条第1項、第27条第2項及び第3項、第31条の3第2項並びに第40条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第3中「106,920円」を「108,900円」に、「205,200円」を「209,000円」に、「345,600円」を「352,000円」に、「1,096,200円」を「1,116,500円」に、「2,014,200円」を「2,051,500円」に、「5,167,800円」を「5,263,500円」に、「10,692,000円」を「10,890,000円」に、「28,512,000円」を「29,040,000円」に改める。

(奈良市下水道条例の一部改正)

第3条 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1 保険外併用療養費（医科）の項中「810円」を「825円」に改め、同表入院特別室利用料の部その他の場合の項中「12,960円」を「13,200円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,860円」を「4,950円」に改める。

別表第3中「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「108円」を「110円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市行政財産使用料条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後の最初の計量により料金の支払を受ける権利が確定するものについては、第2条の規定による改正後の奈良市水道事業給水条例（次項及び第5項において「改正後の給水条例」という。）第26条第1項及び第27条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 改正後の給水条例第31条の3第2項の規定は、施行日以後における給水装置の新設の工事申込みに係る水道施設加算分担金について適用し、施行日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。
- 5 改正後の給水条例別表第3の規定は、施行日以後における給水装置の新設又は改造の工事申込みに係る水道施設分担金について適用し、施行日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。
- 6 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日以後の最初の汚水排出量の認定により使用料の支払を受ける権利が確定するものについては、第3条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 施行日前から継続している排水処理施設の使用で、施行日以後の最初の汚水排出量の認定により使用料の支払を受ける権利が確定するものについては、第4条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第16条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 第5条の規定による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例（次項において「改正後の病院条例」という。）第11条第1項第1号ただし書及び別表第1の規定は、施行日以後の診療等に係る利用料金について適用し、施行日前の診療等に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 9 改正後の病院条例別表第3の規定は、施行日以後の交付申請に係る利用料金について適用し、施行日前の交付申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、行政財産使用料、水道料金等、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び市立奈良病院の利用料金を改定しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第36項、第39項、第42項、第44項及び第46項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第54の2項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表第55項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表第65項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表第65の2項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表第65の3項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表第76の3項の次に次のように加える。

76の3の2	1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
76の3の3	1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく1の既存不適格建築物の用途変更を伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請に対する審査	1件につき 27,000円

	の変更申請手数料			
76の3の4	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	興行場等として使用する期間が3月以内の場合	1件につき 60,000円
			興行場等として使用する期間が3月を超える場合	1件につき 120,000円
76の3の5	建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の用途を変更して一時的に興行場等の建築物として使用する場合は許可申請手数料等を新設するほか所要の改正を行おうとするものである。

奈良市税条例等の一部改正について

奈良市税条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第28条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第29条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第30条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第20条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第20条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)

に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第21条の5第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第21条に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第21条の3の規定により読み替えられた第88条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規

定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第21条の5に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第88条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第22条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自

動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

- ４ 法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第９０条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第２３条を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第２３条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する

国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第22条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第23条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、奈良市税条例附則第21条の次に4条を加える改正規定（同条例附則第21条の5第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加

え、同条例附則第22条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第4条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、奈良市税条例第45条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奈良市税条例第28条、第29条の2、第29条の3及び第30条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中奈良市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(4) 第3条及び第4条の規定 公布の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第28条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後

に令和２年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

２ ２年新条例第２９条の２第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき奈良市税条例第２８条第１項に規定する給与について提出する２年新条例第２９条の２第１項及び第２項に規定する申告書について適用する。

３ ２年新条例第２９条の３第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第６号）第１条の規定による改正後の所得税法（昭和４０年法律第３３号。以下この項において「新所得税法」という。）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（新所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する２年新条例第２９条の３第１項に規定する申告書について適用する。

第３条 附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例第１４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 この条例（附則第１条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の奈良市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年１０月１日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第５条 附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の非課税措置の拡大、軽自動車税環境性能割

の臨時的軽減等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市児童館条例の一部改正について

奈良市児童館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市児童館条例の一部を改正する条例

奈良市児童館条例（昭和58年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「は、次の」を「においては、次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供に関すること。
- (2) 児童の遊びの指導に関すること。
- (3) 児童のクラブ活動の育成指導に関すること。
- (4) 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関すること。
- (5) 子育て支援に関すること。
- (6) その他児童館の設置目的を達成するために必要な事業

第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる児童館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 児童館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 児童館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、児童館を管理しなければならない。

(開館時間)

第3条の3 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日（次条第1項第1号に掲げる土曜日を除く。）は、午前9時から午後0時30分まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 児童館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに第1土曜日及び第3土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第4条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「市長の許可」を「あらかじめ指定管理者の承認」に改め、同条に後段として次のように加える。

承認を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

第4条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、児童館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(使用の不承認)

第4条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

第5条の見出しを「（使用承認の変更等）」に改め、同条中「市長は」を「指定管理者は」に、「許可を取り消し、又は使用の制限をする」を「条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消す」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなつたとき、又は使用することが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

第6条を第12条とし、第5条の次に次の6条を加える。

(使用料)

第6条 児童館の使用料は、無料とする。

(使用者の義務)

第7条 第4条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を善良な管理者の注意をもつて取り扱わなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、児童館を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第9条 児童館を使用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第10条 児童館を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。

(3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入館の禁止等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った施行日以後の使用に係る児童館の使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以後においては、指定管理者が行った児童館の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(提案理由)

児童館に指定管理者制度を導入し、使用承認に係る規定等の整備を行おうとするものである。

奈良市共同浴場条例の一部改正について

奈良市共同浴場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年 6 月 10 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例（昭和 39 年奈良市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表奈良市古市西共同浴場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

古市西共同浴場の廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 球技場の部奈良市中ノ川球技場の項を削る。

別表第3 奈良市西部生涯スポーツセンター体育館の部トレーニング室の項中「前払回

数券（8,800円分） 8,000」を「回数券（11回分） 5,000」に改め、同表備考中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

別表第5 奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの部個人使用（1人当たり）の項を次のように改める。

個人使用 （1人当たり）	大人	1回につき	800
		回数券（11回分）	8,000
	小人	1回につき	400
		回数券（11回分）	4,000

別表第5 備考第3項中「1回」を「奈良市ならやま屋内温水プールを個人使用する場
合において「1回」に改め、同表備考中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に発行されているこの条例による改正前の奈良市体育施設条

例別表第3及び別表第5の前払回数券は、当分の間、使用することができる。

- 3 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

中ノ川球技場を廃止するほか、西部生涯スポーツセンターの使用料区分を変更しようとするものである。

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(提案理由)

第8次一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付けに係る保証人、利率及び償還方法に関する規定を整備しようとするものである。

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。

第30条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

関連省令の改正に伴い、消防設備の設置免除の基準等について所要の改正を行おうとするものである。

工事請負契約の締結について

一条高等学校講堂改築その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 一条高等学校講堂改築その他工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式一般競争入札
- 3 契約金額 579,681,360円
- 4 契約の相手方 奈良市三条本町4番32号 中室ビル
一条高等学校講堂改築その他工事浅沼・森特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社浅沼組奈良営業所
所長 大西 宏次
森建設株式会社
代表取締役 森 吉三郎

一条高等学校講堂改築その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市法華寺町1351番地

2. 工事規模

(1) 建築工事 一式

講堂改築工事

敷地面積 42,499.16㎡

建築面積 1,066.48㎡

延床面積 1,280.61㎡

構造階数 鉄骨造 2階建

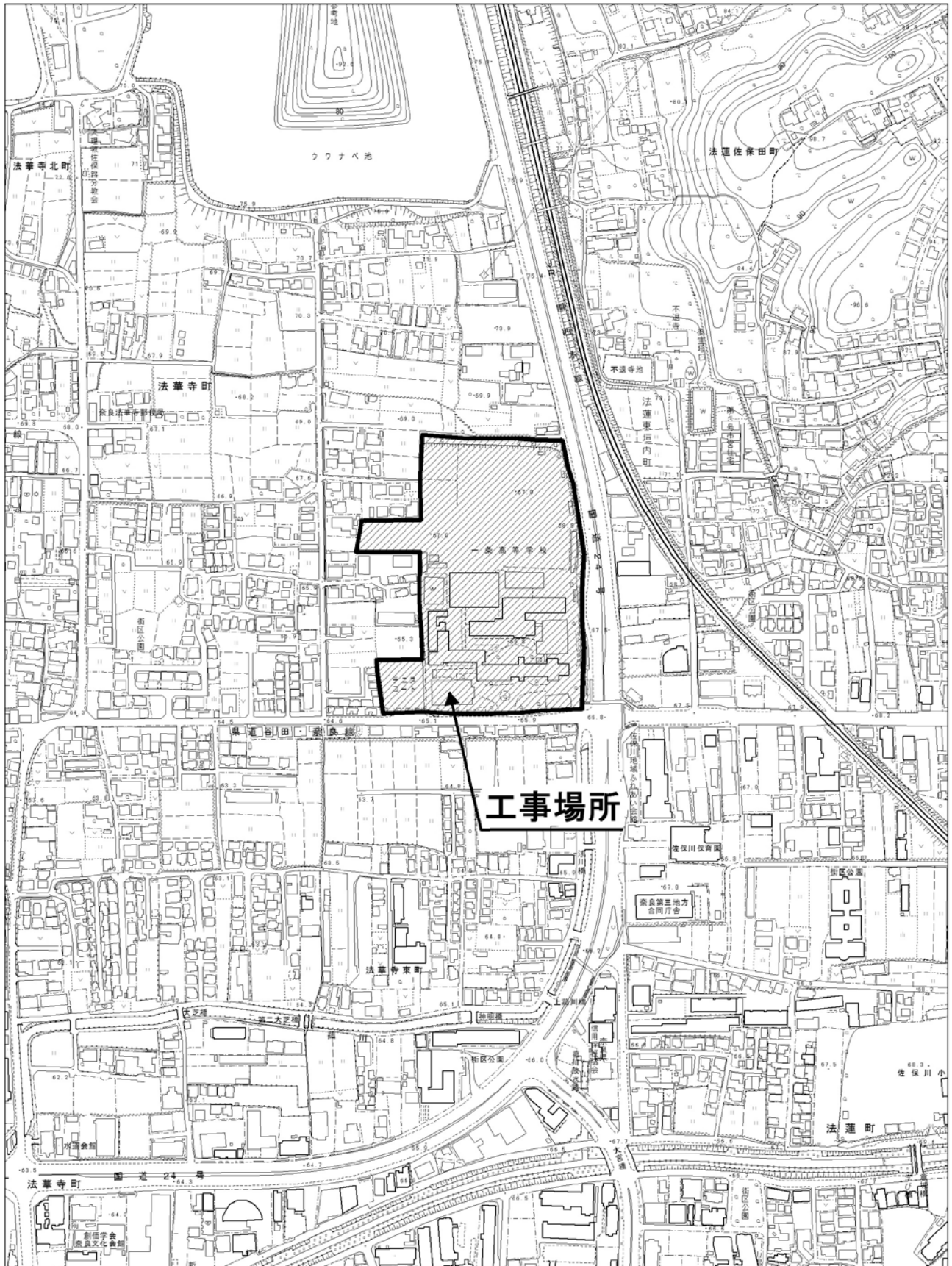
(2) 外構工事 一式

(3) 電気設備工事 一式

(4) 機械設備工事 一式

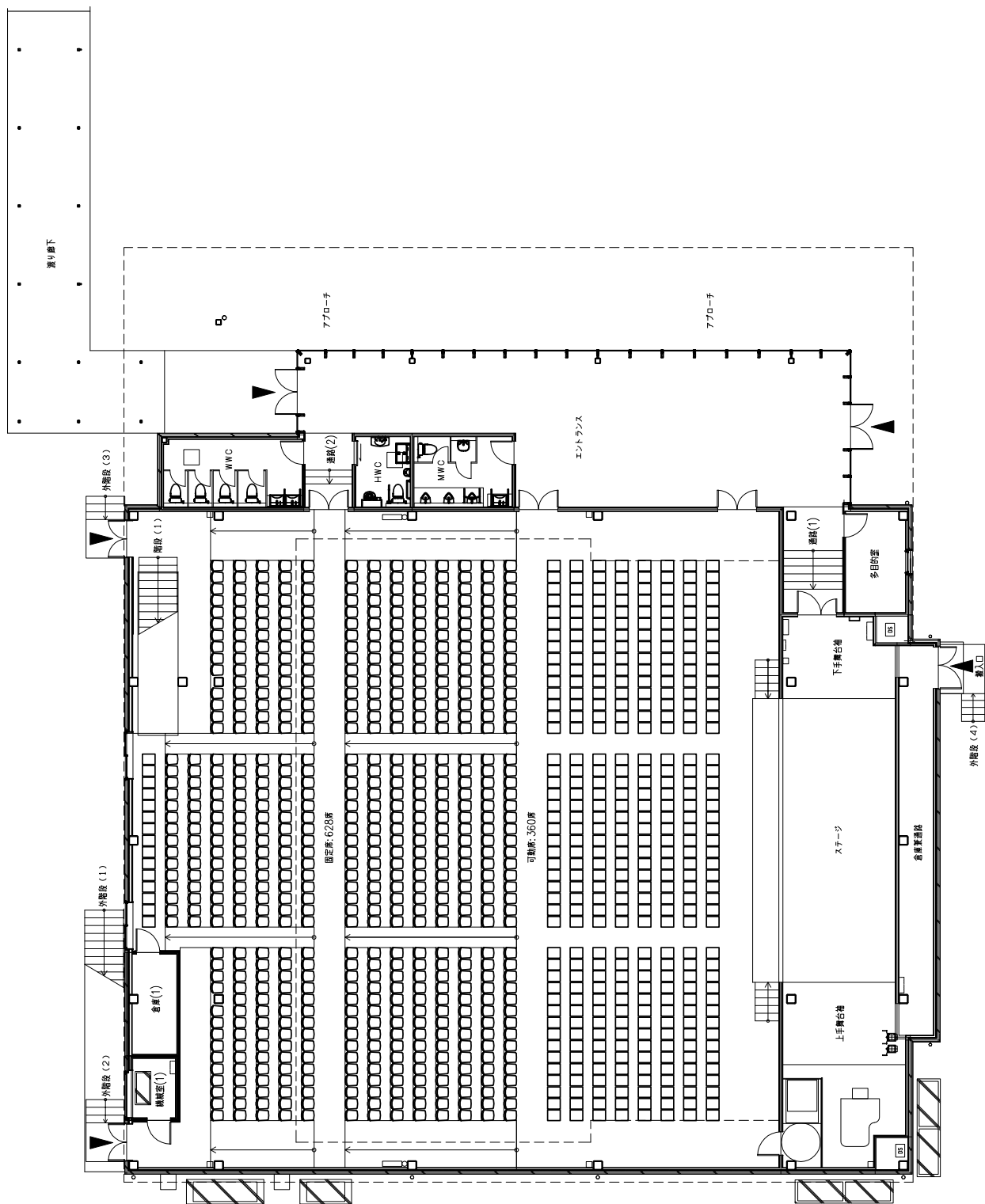
3. 工期 契約の日から令和2年3月31日まで

位置図





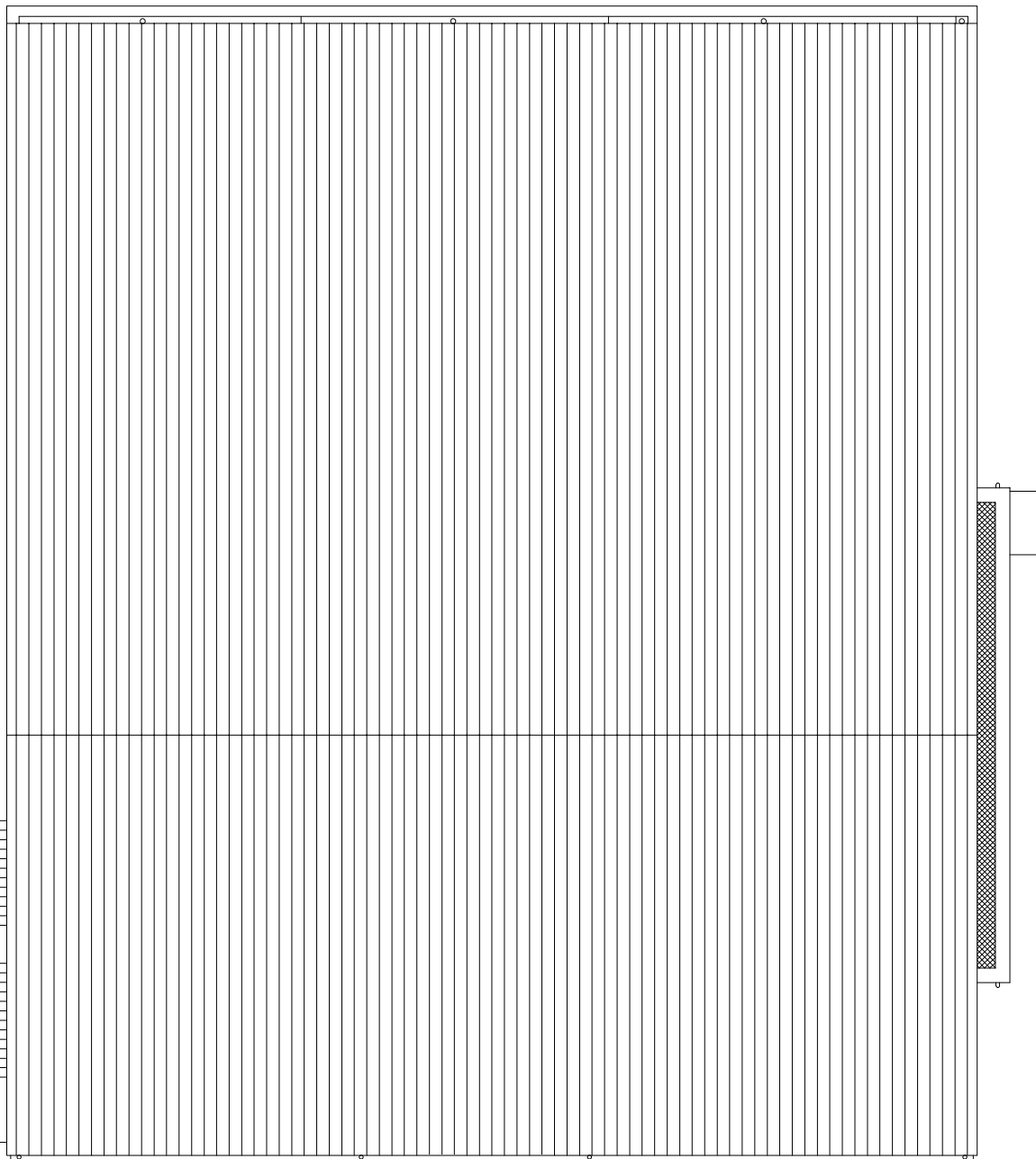
配置図



1 階平面図



外牆板(1)



屋根伏図

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和2年1月20日から本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

別図1（変更前）



別図2（変更後）



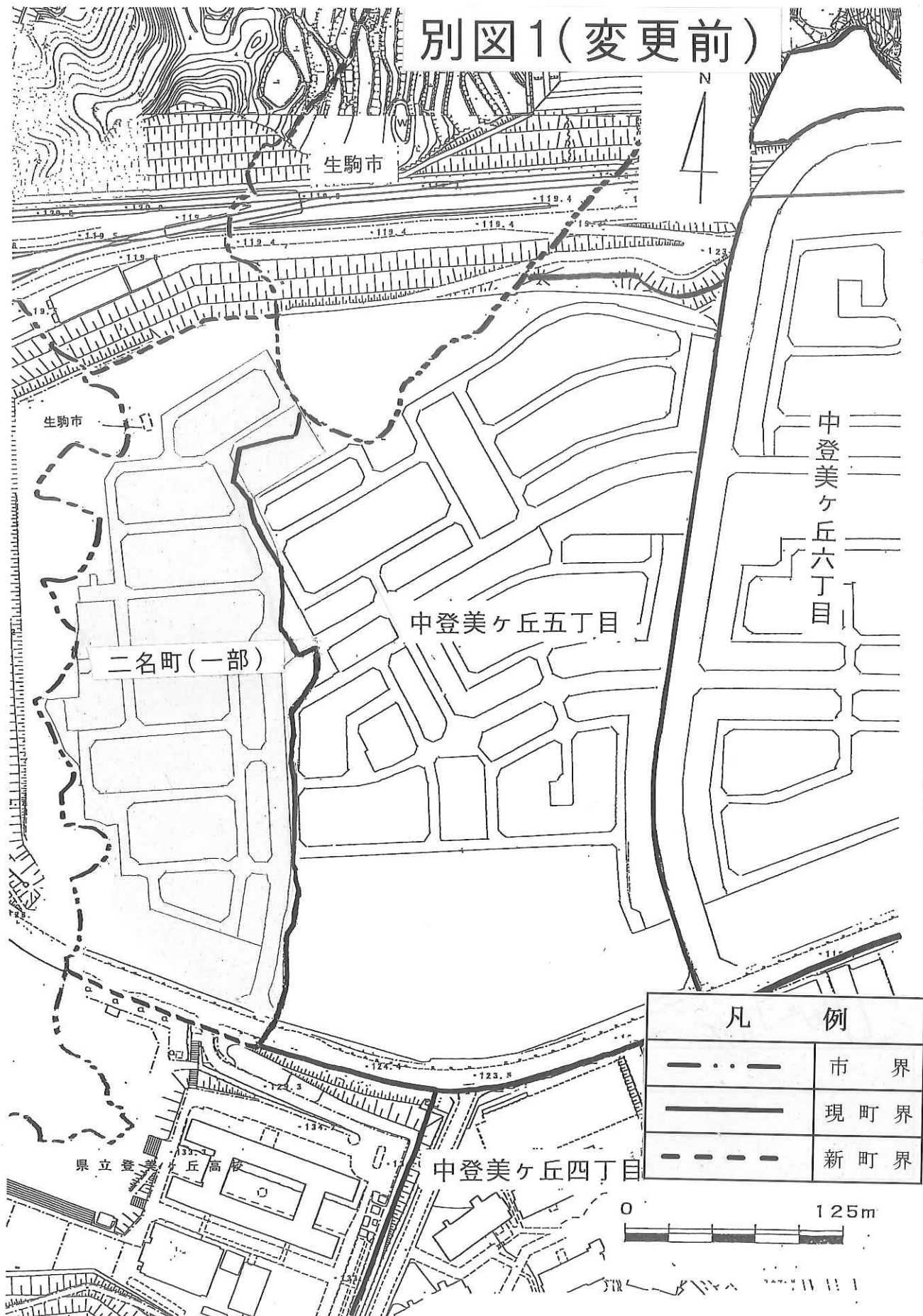
町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、令和元年 12 月 3 日から本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更する。

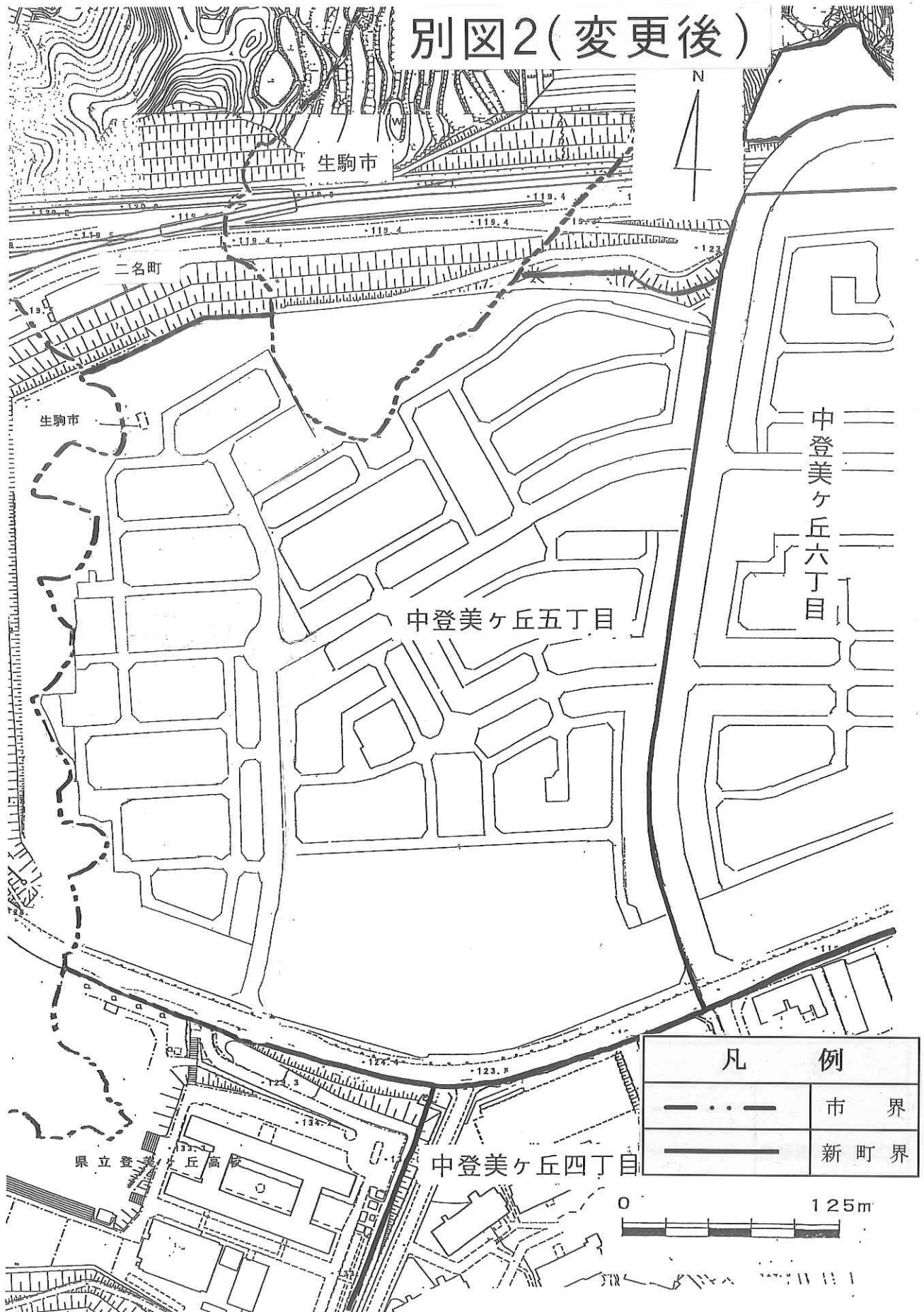
令和元年 6 月 10 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

別図1(変更前)



別図2(変更後)



奈良市及び相楽中部消防組合におけるはしご車共同運用 に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、奈良市及び相楽中部消防組合におけるはしご車共同運用に係る連携協約を次のとおり締結することに関し協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市及び相楽中部消防組合におけるはしご車共同運用に係る連携協約

奈良市（以下「甲」という。）と相楽中部消防組合（以下「乙」という。）は、はしご付消防自動車（以下「はしご車」という。）の購入、運用及び維持管理に係る事務を連携して処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約（以下「協約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲及び乙が、はしご車の購入、運用及び維持管理を効率的に行い、甲及び乙がそれぞれ管轄する地域における防災体制を強化するために必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、はしご車を共同で購入し、及び維持管理するとともに、次条に規定する運用方法及び維持管理分野の取組において役割を分担し、連携して事務を処理するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 はしご車の運用方法及び維持管理分野の取組並びに役割の分担は、別表に掲げるとおりとする。

（運用連携委員会）

第4条 この協約を推進するため、甲及び乙は、奈良市・相楽中部消防組合はしご車運用連携委員会を設置し、定期的に協議又は検討を行うものとする。

(運用計画策定)

第5条 甲及び乙は、第3条の取組を実施するため、はしご付消防自動車共同運用計画(以下「運用計画」という。)を策定する。

2 運用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 取組内容及び計画
- (2) 運用するに当たって必要な事項に係る事務
- (3) 維持管理に係る費用及び費用負担

(協約の変更及び廃止)

第6条 甲及び乙は、協議によりこの協約を変更し、又は廃止することができる。この場合において、甲及び乙は、法第252条の2第4項の規定により、それぞれの議会の議決を経るものとする。

(その他)

第7条 甲及び乙は、この協約の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

別表（第3条関係）

(1) 事務に関すること

内 容	甲	乙
車両購入に関すること	乙と連携し必要な事務を遂行する。	(1) 甲の求めに応じ必要な事務を行う。 (2) 甲が遂行した事務に関し検証を行う。
車両管理に関すること		
維持管理に関すること		
費用負担に関すること		
その他事務に必要なこと		

(2) 出動に関すること

内 容	甲	乙
災害出動に関すること	(1) 乙と連携し必要な出動体制の構築を図る。 (2) 乙と協議し必要な事務を遂行する。	(1) 甲の求めに応じ、又は連携し必要な出動体制の構築を図る。 (2) 甲と協議し、必要な事務を遂行する。
非災害出動に関すること		
出動指令等に関すること		
その他出動に必要なこと		

副市長の選任について

副市長として、次の者を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月10日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 [REDACTED]

氏 名 むか向 い井 まさ政 ひこ彦

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 向 井 政 彦

生年月日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]